

第六十一回
国会

参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第三号

昭和四十四年四月四日(金曜日)
午後一時二十一分開会

委員の異動

四月三日

辞任

矢追 秀彦君

補欠選任

塩出 啓典君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

宮崎 正義君

平島 敏夫君

横山 フク君

森 元治郎君

塩出 啓典君

岩動 道行君

鹿島 敏雄君

金丸 富夫君

永野 鎮雄君

船田 謙君

矢野 登君

鈴木 力君

鈴木 力君

木内 四郎君

平泉 渉君

馬場 一也君

鈴木 春夫君

石川 晃夫君

佐々木 学君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

梅澤 邦臣君

事務局側
常任委員会専門員

渡辺 猛君

説明員

外務省条約局外務参事官

高島 益郎君

通商産業大臣官房参事官

成田 寿治君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○宇宙開発事業団法案(内閣送付、予備審査)

○科学技術振興対策樹立に関する調査(原子力施設の安全管理に関する件)

(宇宙開発に関する件)

(海洋開発に関する件)

(ウラン濃縮問題に関する件)

○委員長(宮崎正義君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨日、矢追秀彦君が委員を辞任され、その補欠として塩出啓典君が選任されました。

○委員長(宮崎正義君) 竹田現照君から、文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎正義君) この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

本委員会は、委員の異動及び理事の辞任に伴い、理事が二名欠員となっております。

理事の選任につきましては、先例により、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(宮崎正義君) 御異議ないと認めます。

それでは理事に、森元治郎君及び塩出啓典君を指名いたします。

○委員長(宮崎正義君) 去る二日、予備審査のため本委員会に付託されました、宇宙開発事業団法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

木内国務大臣。

○国務大臣(木内四郎君) 宇宙開発事業団法案につきましては、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げたいと思っております。

宇宙開発は、通信、気象、航行、測地等の分野におきまして国民生活に画期的な利益をもたらすとともに、関連する諸分野の科学技術の水準を向上させ、新技術の開発を推進する原動力となるものであります。

先進諸国におきましては、この宇宙開発の重要性に着目いたしまして、開発体制を整備し、具体的な開発目標を定め、国家的事業としてその積極的な推進をはかっておりまして、その成果には刮目すべきものがあります。

このような情勢にかんがみまして、わが国におきましても、宇宙開発の本格的な推進と、そのための体制の整備が各方面から強く要請されるに至りました。その体制整備の一環として、まず、昨年五月、国の宇宙開発を計画的かつ総合的に推進するため、その重要事項について企画、審議、決定する宇宙開発委員会が設置されました。

現在、わが国の宇宙開発は、宇宙開発委員会の昨年十一月の決定に沿いまして、昭和四十六年に

電離層観測衛星を、昭和四十八年度に実験用静止通信衛星を打ち上げること目標に進められておりますが、この目標を達成するためには、多岐にわたるきわめて高度な技術を駆使するとともに、短期間に多額の資金を投入することが必要でありまして、これは国の総力を結集して行なうべき大事業であります。

これを成功させるためには、政府はもちろん、学界、産業界から広くすぐれた人材を結集するとともに、弾力的な事業運営を行なうことが必要でありまして、このために、中核的な開発実施機関として、新たに特殊法人宇宙開発事業団を設立し、宇宙開発を総合的、計画的かつ効率的に実施しようとするものであります。

この事業団は、現在の科学技術庁宇宙開発推進本部を発展的に解消いたしまして、その業務と組織を引き継ぎ、これに加えて、従来郵政省電波研究所で行なっておりました電離層観測衛星の開発関係部門を移管させることとし、また、将来開発実施体制の一元化をさらに推進し得るような仕組みといたしております。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず第一に、この事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものであります。

第二に、事業団の資本金は、設立に際しまして政府が出資する五億円、科学技術庁宇宙開発推進本部及び郵政省電波研究所から承継する特定の財産の価額並びに民間からの出資額の合計額でありまして、このほか、将来必要に応じて資本金を増加することができることといたしております。

第三に、事業団の機構につきましては、役員と

して、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置くほか、非常勤理事及び顧問の制度を設けて、関係各界の参加を得て、その協力体制の確立をはかることとしております。

第四に、事業団の業務といたしましては、みずから、または委託に応じ、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を行なうこととしております。

なお、事業団がその業務を行なうにあたりましては、主務大臣の認可を受けて定める基準に従いましてその業務の一部を民間機関等に委託することができるといたしております。

また、事業団の業務の運営につきましては、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に従ってその業務を行なうこととしております。

第五に、事業団の監督は主務大臣がこれを行なうこととしておりますが、主務大臣は、内閣総理大臣及び郵政大臣のほか、将来政令でこれを追加し得るよういたして、一元化の進展に應ずることとしております。

第六に、事業団は、その設立の際に、科学技術庁宇宙開発推進本部の廃止及び郵政省電波研究所の業務の一部の移行に伴う権利義務の承継を行なうこととしております。

その他、財務及び会計等につきましては、他の特殊法人とほぼ同様の規定を設けております。以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同くださるようお願い申し上げます。

○委員長(宮崎正義君) 以上で提案理由の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしていたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。森君。○森元治郎君 こと二、三年、引き続いて茨城東海で放射能を浴びる事件が起きて、大きく新聞に報道されているわけですが、この二つの事故の経過を、まず長官から御報告をいただきたいと思っております。

○国務大臣(木内四郎君) 詳細な点がありますが、経過は政府委員から説明させていただきます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 初めの問題は、二月の二十五日でございます。そのときに、廃棄物を入れておきます槽がございます。その槽の水を抜きまして塗装しておるわけでございますが、その塗装の際、塗装の終わりに、足場がございますが、その足場の撤去というときに、入りました者の一名が一ミリの程度被爆を受けたわけでございます。これは、作業衣を着ておまして、作業衣を脱ぐときに、多分接触してセーターについていたのではないかと、多分接触してセーターをさすくこちらにとりまして、実は、あとからそのセーターを戻して差し上げるといふときに、セーターが悪いので、新しいものを清水建設から届けたといういきさつがございました。そういう関係で実は一つ問題がございました。

それから本日毎日新聞に出ましたが、実は三名ほどが、やはり放射能を受けたことがございまして、これにつきましては、先月の三十一日でございますが、そのときに、原研のJ-PDRで機器の保守作業を行ないました。そのときに、終わりましたモニタリングをしましたところ、その口のところでは一人ひっかかりまして、それで調べましたところでは、原研におきましては絶対そういふところがあるところで作業をいたしております。それで、いままでの作業したところはどこであるかというところを、さかのぼりましたところ、三日前の二十七日に、原電で、先ほどの池の塗装関係、その電気工事関係をやっていたものが六名ございましたが、そのうちの三名がそこに働いて来ていたという事です。それで、その三名のうち、

一人はセーター、それからあと二人はズボン、くつ等でございます。それで、その受けました量につきましては、まさに幸いなことに、私たちのほうで計算しますと、〇・〇一ミリレム・パー・アワーというところで、たいしたことはなく、しあわせでございますが、実は二十七日から三十一日まで、これが外に出ていたことがございまして、外に出ていまして、これから相手方にうつすというところはそれよりも微量で、いわば安全係数からいいますと、まだ下のところでございます。その点では幸いございましたが、そういうことがございました。

それで、ちょうど私たちが、この前の、先ほど申しました二月二十五日の問題がございましたが、四月二日の日でございます。向こうの常務のしかたを考慮して総点検するようにという趣旨の指示をしたわけでございます。それにまた、もう一つは、いままでにこういうことがないようにできるだけ調査を進めることというところで、ちやうどその時期と相まってこの問題が出てまいりました。ただし、この問題は、原電で見つけまして、原研に移ったという関係で、しかも外に少し出ました関係から、慎重に調査をいたしまして、いまも調査を進めておりますが、現在のところは、外へ持ち出ししても安全である。なお、そのとき一緒に働いておりました者の家庭も全部調べた、こういうふうに聞いております。

以上、簡単ではございますが、事件の内容でございます。

○森元治郎君 これは管理が、新聞の見出しでいくと、たいへん大きい記事ですが、「出入り野放し、ズサンな管理」、こう書いてあります。局長はそういうふうになりませんか。

○政府委員(梅澤邦臣君) ただいま厳格な調査中でございますが、いまのところでは、管理規則、管理基準、管理規程、全部そろえて認可してございます。それで、保安管理については十分な措置はしてございますが、実は、その下請の会社がこ

れを受けます場合には、下請の会社にこういう管理規程でやるようにということを通知いたします。それでそれを見て入ってやるわけでございしますが、いま厳密な調査しておりますが、もししますと、この中の二名は、その管理規程に違反しまして、入るべきでないところにちよつと物を取るので、いま調査中でございます。それからもう一名のほうは、脱ぐときに中のセーターにくっ付たのではないかと、それで、その作業を終わりました出ますときに、実は必ずチェックして出るわけでございますが、チェックして出るときに、非常に馴れまして、自分で簡単にこうチェックをしたのではないかと、そういう点、こまかい作業に伴う管理のしかた、そういう点においては、もう少し正確を期さなければいけないのじゃないかと、そういう点を感じました。それから、十分見張りがちゃんとされていたかという点にも問題がございします。それからもう一つ、下請けで入ってくる人たちに、来ましてときに必ず説明してやるわけでございしますが、それを守るといふことの徹底、それから、入ってきた人たちが、実を言いますと、非常に馴れたと申しますか、そういう関係から、まあいいやというところで、ぼつと自信を持ってやってしまったという個人の問題、現在のところは、その個人の動きのところに相当悪い点があったのではないかと、そういう点が現在うかがわれております。

○森元治郎君 どうも、新聞の記事で見る、この記者が書いた気分から想像すると、当局側のほうでは、業者の作業員のチェックが悪いのだ、作業員自身の注意も足りなければ、下請業者も指示された安全管理を十分にやっていないからだというふうな説明をした感じを、この記事から受けるのですが、下請業者とか作業員というものは、そんなにたいへんな専門家ではない。ペンキ塗りをやる人もあるだろうし、簡単な作業をやる、あまり月給をたくさんとらない連中ですから、こういう連中にこまかく言わなくてもわかるように、原電な

れを受けます場合には、下請の会社にこういう管理規程でやるようにということを通知いたします。それでそれを見て入ってやるわけでございしますが、いま厳密な調査しておりますが、もししますと、この中の二名は、その管理規程に違反しまして、入るべきでないところにちよつと物を取るので、いま調査中でございます。それからもう一名のほうは、脱ぐときに中のセーターにくっ付たのではないかと、それで、その作業を終わりました出ますときに、実は必ずチェックして出るわけでございますが、チェックして出るときに、非常に馴れまして、自分で簡単にこうチェックをしたのではないかと、そういう点、こまかい作業に伴う管理のしかた、そういう点においては、もう少し正確を期さなければいけないのじゃないかと、そういう点を感じました。それから、十分見張りがちゃんとされていたかという点にも問題がございします。それからもう一つ、下請けで入ってくる人たちに、来ましてときに必ず説明してやるわけでございしますが、それを守るといふことの徹底、それから、入ってきた人たちが、実を言いますと、非常に馴れたと申しますか、そういう関係から、まあいいやというところで、ぼつと自信を持ってやってしまったという個人の問題、現在のところは、その個人の動きのところに相当悪い点があったのではないかと、そういう点が現在うかがわれております。

○森元治郎君 どうも、新聞の記事で見る、この記者が書いた気分から想像すると、当局側のほうでは、業者の作業員のチェックが悪いのだ、作業員自身の注意も足りなければ、下請業者も指示された安全管理を十分にやっていないからだというふうな説明をした感じを、この記事から受けるのですが、下請業者とか作業員というものは、そんなにたいへんな専門家ではない。ペンキ塗りをやる人もあるだろうし、簡単な作業をやる、あまり月給をたくさんとらない連中ですから、こういう連中にこまかく言わなくてもわかるように、原電な

れを受けます場合には、下請の会社にこういう管理規程でやるようにということを通知いたします。それでそれを見て入ってやるわけでございしますが、いま厳密な調査しておりますが、もししますと、この中の二名は、その管理規程に違反しまして、入るべきでないところにちよつと物を取るので、いま調査中でございます。それからもう一名のほうは、脱ぐときに中のセーターにくっ付たのではないかと、それで、その作業を終わりました出ますときに、実は必ずチェックして出るわけでございますが、チェックして出るときに、非常に馴れまして、自分で簡単にこうチェックをしたのではないかと、そういう点、こまかい作業に伴う管理のしかた、そういう点においては、もう少し正確を期さなければいけないのじゃないかと、そういう点を感じました。それから、十分見張りがちゃんとされていたかという点にも問題がございします。それからもう一つ、下請けで入ってくる人たちに、来ましてときに必ず説明してやるわけでございしますが、それを守るといふことの徹底、それから、入ってきた人たちが、実を言いますと、非常に馴れたと申しますか、そういう関係から、まあいいやというところで、ぼつと自信を持ってやってしまったという個人の問題、現在のところは、その個人の動きのところに相当悪い点があったのではないかと、そういう点が現在うかがわれております。

○森元治郎君 どうも、新聞の記事で見る、この記者が書いた気分から想像すると、当局側のほうでは、業者の作業員のチェックが悪いのだ、作業員自身の注意も足りなければ、下請業者も指示された安全管理を十分にやっていないからだというふうな説明をした感じを、この記事から受けるのですが、下請業者とか作業員というものは、そんなにたいへんな専門家ではない。ペンキ塗りをやる人もあるだろうし、簡単な作業をやる、あまり月給をたくさんとらない連中ですから、こういう連中にこまかく言わなくてもわかるように、原電な

れを受けます場合には、下請の会社にこういう管理規程でやるようにということを通知いたします。それでそれを見て入ってやるわけでございしますが、いま厳密な調査しておりますが、もししますと、この中の二名は、その管理規程に違反しまして、入るべきでないところにちよつと物を取るので、いま調査中でございます。それからもう一名のほうは、脱ぐときに中のセーターにくっ付たのではないかと、それで、その作業を終わりました出ますときに、実は必ずチェックして出るわけでございますが、チェックして出るときに、非常に馴れまして、自分で簡単にこうチェックをしたのではないかと、そういう点、こまかい作業に伴う管理のしかた、そういう点においては、もう少し正確を期さなければいけないのじゃないかと、そういう点を感じました。それから、十分見張りがちゃんとされていたかという点にも問題がございします。それからもう一つ、下請けで入ってくる人たちに、来ましてときに必ず説明してやるわけでございしますが、それを守るといふことの徹底、それから、入ってきた人たちが、実を言いますと、非常に馴れたと申しますか、そういう関係から、まあいいやというところで、ぼつと自信を持ってやってしまったという個人の問題、現在のところは、その個人の動きのところに相当悪い点があったのではないかと、そういう点が現在うかがわれております。

○森元治郎君 どうも、新聞の記事で見る、この記者が書いた気分から想像すると、当局側のほうでは、業者の作業員のチェックが悪いのだ、作業員自身の注意も足りなければ、下請業者も指示された安全管理を十分にやっていないからだというふうな説明をした感じを、この記事から受けるのですが、下請業者とか作業員というものは、そんなにたいへんな専門家ではない。ペンキ塗りをやる人もあるだろうし、簡単な作業をやる、あまり月給をたくさんとらない連中ですから、こういう連中にこまかく言わなくてもわかるように、原電な

り原研のほうで、危険防止、保安の、ついてリードするような管理というか、そういうことが当然行なわれてしかるべきだと思うのです。私は、参観に行くときには、専門家がいてくれるから、一々お話しもあり、安心していただけるけれども、作業しているときは、原電のほうでも原研のほうでも、与えっぱなしで、だれも立ち会っていないわけじゃないと思うのです。そばにいて、あぶないときには危険信号の色を幾つもつけたり、その危険の度合いはどのくらいということも、幾らでも、目で、あるいはからだでさわってわかる保安のやり方があると思うのですが。こういうことだから、皆さんが、政府のほうで一生懸命やろうとしている再処理工場の建設についても、いよいよもって危険であるということを実証されていくわけですね。これは当局側の責任も十分あると思うのだが、局長は、監督する立場のほうの責任ということを、どういうふうと考えておられますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) まことに申しわけございません。ことに、先般、先ほど説明した前者の問題もございまして、さっそく、その前にも一つございまして、常務を呼んで十分指導体制を整えるようにと、それで、総点検しまして、どういう対策をとるか私たちがほうに出してもらいたいという指示をしたばかりのところ、またこれが出ております。その点、原電におきましても、十分申しわけないということで、これにつきましては、厳格なやり方として徹底することを考えたい、特に下請業者に対する安全教育というものをやはり徹底しなきゃいけないこと、それから下請業者の監督、それから自分たちのほうの原電の監督、これの強化と徹底、それから安全管理規程その他の見直しということを早急にやるといふ返事でございまして、私のほうは、やはりこれから書類をもって十分そういう点についての体制を確立するように早急にはかかっていきたいと思っております。もちろん、こういう、幸いに安全圏内における問題でございましたが、これが大きな

ということとはたいへんな問題でございます。そういう関係から、こういう問題については私たちの監督の立場からいっても、十分注意しなければいけない。申しわけないことだと、こう思っております。

○森元治郎君 どこで汚染したかということですが、これもまた新聞記事の感じでは、どうもわれわれのほうじゃなくて、どこか別のところだろうといったようなことがにじみ出た記事があるのです。が、原研以外の場所ではないかといったって、私たちのうちでは何も汚染するわけじゃないですからね。原研のあの大きなワタの中ですよ。こんな逃げ口上みたいなことを言っているんでは、これはほんとうにまず信用ならない。あなたの方、安全審査会で、専門部会で何を出そうと、執行体制がこのくらいにたっているんでは、とても信用ならないと、残念ながら思わざるを得ないのです。が、そこで、いま原電のほうにお願いしたいという、調べさせているというが、結果はやはり委員会のほうにもすみやかに出してもらって、御説明をもらいたいと思うのですが、それが一つ。

○国務大臣(木内四郎君) 先ほど来、森委員から安全管理についておっしゃっていること、まことにございまして、安全管理につきましては、もうすでに御案内のとおり、あるいは原子力局長から御説明申し上げましたように、放射能及び放射性物質の管理に關しまして、原子力委員会におきましても厳格な基準をきめて、それを織り込んだ管理規程、あるいは管理規則その他のものがあるわけでございます。ところで、やっぱりこれは規則があるだけじゃいけないんで、これを十分に守っていかなくてはならぬやうな、そこを、それを守るに

分注意されて、ポケットチェンバーと申しますか、ポケットへ計測器を入れて入っておって、そして異常があればその計測器に出る。また、外へ出るときに出口で検査をして、これに対して処置をするということ、出口で検査をしたら多少汚染をしているということ、すぐに上着を脱がしたわけですね。セーターその他を脱がして洗濯した。洗濯してばろばろになって、返す期間がおくれたので、これが問題を起した。これは安全管理の面においては相当嚴重にやっていた。

ところで、二番目の問題は、まだいろいろのことを調査しておりますけれども、原研のほうでその放射性物質について調べましたところ、それは自分のほうではそういう場所放射線物質はなかったのだということから、いろいろ調べましたら、それは原電のほう、電力会社のほうで仕事している間に汚染したのだ。しかも、それから三日間もそのまま外へ出ていたというやうなことは、これは私は非常に大きな問題だと思っております。これは原子力局長のほうにも嚴重指示をしておるやうなわけですが、幸いに汚染の度は非常に低かった。これは問題にならないやうな非常に低いものであったということは不幸中の幸いだったと思うわけですが、いずれにしても、リアルに計測して、それで汚染しているから脱いで洗濯していかねばならぬものを、そのまま、セーターも、下着も、くつもそのままよそへ行って、三日間も歩き回っていたやうなことは、これは幸いに今度は少なかったけれども、汚染の度の高いものでこんなことがあったら、これは重大なことになるやうなことから、そこで私は局長のほうにも命令しまして、そうして今後は、管理者がその保安規則、管理規則を守るだけでなく、従業員に対しても徹底するようにしなきゃいけない、しかも、そう言っちゃ悪いけれども、そういうことに對して、危険物を扱うというに對する認識の低い人、無知と言っちゃ悪いかもしれぬが、認識の低い人は低いにそれを頭に置いて十分に指導するといいますが、よく注意をして、

そういう間違いのないようにしなければ、どんな規定をつくっても私はいかぬと思ひまして、そういう点は、管理者、また管理者からその下の者に徹底するやうなふりをして、十分に注意をしようと思ひます。

○森元治郎君 数年前に、原子燃料公社の柿島民堂という人が、その本の中で、再処理工場があぶないかどうか、原研があぶないかどうかという問題について、あぶないんだと、ただし、従事者に不注意があったらあぶないんだということ、を特に大きく書いてあるんですよ。まさしくそれにぶつかっと思ひます。そこで、局長は、汚染度、浴びたのが低かったというお話でしたね。二十五日とその前の幾日ですか、この二回の度合いを教えてください。もう一ぺん。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先般のセーターにつきました点につきましては、そのときすぐわかりましたので、一日いて、計算いたしました一ミリレム・パー・デーでございます。それから今度の場合は、少し時間をかけて、外へ出ていますので、〇・一ミリレム・パー・アワー、時間でございます。したがって、三日間となりますと〇・七ミリレムになるわけでございます。ただし、今度の場合につきましては、飛散性の汚染でございませんで、ただくっついただけで、それが飛び散るということはないものでございまして。

○森元治郎君 どのくらい高いと言ひのですか。人体に影響がありやうなのは、

○政府委員(梅澤邦臣君) 許容量、なかなかこれは言ひ方がむずかしいのでございまして、年間五〇〇ミリレムというのが一般人に対するレムでございます。年間で計算いたしました五〇〇ミリレムをこえないことということで、それに合わせていくわけでございます。

○森元治郎君 この新聞記事によると、動力試験炉で作業した男が出ていこうと思つたらベルが鳴った、警報機ですか、放射能検査、「放射能区域を出るさい」、「放射能検査を行なつたところ、警報が鳴り」と……。警報はどのくらいの度合いか

ら鳴るんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 警報と申しますのは、ちょうど出ますところに、そでを、そのまま手を入れるわけでございまして、入れてそれで鳴る。これは非常に低い——私もちょっと数字を調べておりませんが、いまちょっと量を調べますが、非常に低いところでひつかかるようにしてござい

ますが、それに入りましたら出たわけでござい

ます。これは、実をいいますと、原電でやるときも

やったはずでございますが、そのときは、上つ張

りを着てたものですから、それを脱いで、それで

手がまぐれていて、そこについていた色がそ

こに入らずに、出ちゃったらしいでございます。

ところが、原研に行きました場合には、原研が

ちゃんと上つ張り渡すわけでござい

ます。自分の着ている上につ張り着ていましたの

で、それを脱いでかけましたときに、前の洋服が

入っていて、この洋服のそでところにひつか

かって出たというところでござい

ます。○森元治郎君 いや、私が言うのは、そのベルが

鳴るというのは、もうゼロくらいに近ければ鳴ら

ないわけですね。それが、どのくらいからベルが

鳴るんですかという事です。

○政府委員(梅澤邦臣君) いま至急調べますが、

す。比較して、まあそのくらいの皮膚——全身にあ

たってはそういう程度だと思ひます。それから、

いまの五〇〇ミリレムとの関係につきましては、

年間でなり三カ月という形で、それを受けまし

て、その間にそれをええやいけないう形に

なりますので、その間の計算としてその人が年

間——まあ、いまの計算でいいますと、一日にそ

のくくらい受けましても、三百六十五日でござい

ますから、関係はないということになると思ひ

ます。○森元治郎君 こういう作業場で、一般のしるう

とが接触できる範囲で相当大きな汚染を受ける場

所までも行けるんですか。いろんなところで作業

しますね。一体どのくらいのところまで作業させ

るんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 大体許容量の、安全基

準の十分の一程度のところを基準にいたしまし

て、それ以上のところにつきましては、さくが

張つてござい

ます。それから「入るべからず」という立札を

に入る人間、人そのものが、そういう点について

気軽になりまして、それで、入っちゃいけないと

ころにぼつと入ったという形跡がございまして、

それをいま調べているところでござい

ますが、そ

ういう点が、今度の中にはミスがあつたと思ひ

ます。

○森元治郎君 こういうことがあるという

と、勘

ぐれば、少ないものをかぶつて、だんだん蓄積濃

縮されている人間もあるのじゃないかと心配する

が、一人もいままでそういうことはありませ

んか。

○政府委員(梅澤邦臣君) まだ、こういうこと

で、放射能を受けまして、からだに異常を来

たという

ことはいまありません。

○森元治郎君 それでは、再処理工場の話、工場

の建設についての問題に触れますが、初めに、こ

ところでは、やはり茨城県の問題がござい

ますので、そういう関係から、十分原子力委員会

で、そういう点について検討してみたいという段階でござ

います。

○森元治郎君 開きそこなつたけれども、審査部

会の報告が出た。原子力委員会は、二十七日

です

か、開いて、この報告を承認したのですか、し

ないのですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) この報告そのものを

受け取ることは承知いたしました。したが

いまして、科学的に審査しました内容そのものにつ

いて、当然この内容を原子力委員会としては受

けたという

ことではござい

ます。

○森元治郎君 原子力委員会としては。

○政府委員(梅澤邦臣君) はい。受けたとい

うことではござい

ます。

○森元治郎君 そ

うすると、

これから

原子力委員

会として、

また、敷

地だ、科

学調査だ、

気象だ、

何

だとい

うこと、

それから

現地の賛

成、反対

など、

その他

の全体を

す。魚の中では、あそこで一番動くものとして、流れに乗っていくものにシラスという魚があります。そのシラスをどういうふうな状態で考えるかというところで、一日二百グラムずつ三六十五日食べたとして許容量がどうなるかという計算が、この中でされております。そういう関係ではこれは十分である。非常に安全率をかけたとり方をしております。

それから、じゃ、廃液をどの辺に捨てるかということからいいますと、八百メートル程度のところに少し海底の違ったところがございます。そこ以内でございますと、水が逆に砂浜のほうに押し寄せてくるという現象があり得るというデータがございますので、約千メートルのところ、海底一メートルのところに埋めて置いて、底から三メートルのところへ出す。そうすれば、出たものはすべて海洋のほうに出て拡散が早くいくという形をとっております。

それから、そのときに出す量は、一応マキシマム一日一キュリとされておりますが、これは三カ月平均でいきますと大体〇・七キュリでございます。これは出得る可能性という計算で、ここまで出るといふ計算でございます。これは、放射線審議会の答申で、ICRPの十分の一のところを押えよというものにもこれは入っております。ただ、しかも平均〇・七キュリは、これは非常に安全率をかけて、われわれから見ますとマキシマムのところで押えておまして、動燃事業団が始まりましたときには、これより以下のところから出てくるというところで、安全審査会としては非常に安全率をかけて、非常に厳格な調査をしていただいたと、こう思っております。

○森元治郎君 この安全審査部会の中に、魚関係の学者さんはどなた、何人くらいおられますか。
○政府委員(梅澤邦臣君) これは、安全審査いたしました場合に、安全審査会の中にAグループとBグループとつくりまして、Aグループのほうは、これらの施設その他でございます。それから、Bグループのほうは環境グループと申しまして、お

もに海関係と大気関係、そういう環境の分を審査しますのはBグループでございます。そのBグループの中に放医研の佐伯先生という方がいます。佐伯先生が直接当たっております。

○森元治郎君 海洋だけについて伺います。話が具体的ですからね、地元。場所は一体どこ海岸でやられたのか。南北何キロくらいに渡り、東西一東西といつても、あそこ那珂湊の海岸から沖合いどのくらい、福島県の境までやったのか。日立の久慈浜の沖合いか、あるいは鹿島などの、いま臨海工業地帯ができていたあたりまでの海域をやったのか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 動燃事業団とそれから日本原子力研究所が共同いたしました。東海村の沖合い五百メートルから二キロメートルの海域につきましては、流向、流速、水深、水温等を具体的に調査しております。そのほかに、やはりここは湖の流れ等がございます。それに、やはりここは、関係各省のデータ等を全部集めて、そのデータを参考に全部いたしております。

○森元治郎君 こういうことを読んだと思うのが、昔何年か前に、いまから、五、六年前ですが、左合という教授が団長で、再処理問題で海外を視察旅行したことありますね。五、六年前でしよう。あのときの調べだったと。うる覚えで失礼ですが、例のウインズケールでは、あの海岸を東西百キロ、南北五十キロくらいにわたって環境のモニタリングをやっている。しかも、相当大がかりな、大規模の海洋調査、しかも時間的には数年もかけてやっておるし、いまもやっているらしいですね。それを、いまお話し承れば、五百メートルの南北二キロでは、これはもう沿岸もいところですね。一マイルちよつとスケールが小さい。こんなふうだから、地元の連中とおそらく議論やっても負けるのじゃないですか。先ほどのシラスの二百グラムといつたって、私もシラスは大好きだが、二百グラム毎日、三百六十五日食ったらどんなになりますか。これは実験にならぬですよ。たとえば、シラスを食わしてみても、シラスと

いうのは低レベル放射能をうまく吸い込んでくれるものかどうかわかりませんが、ほかにもつと、みんなが一般に食べるものならばわかるが、シラスを毎日一年食べても安全だというのは、これは例にならぬ。だから、これは科学的判断と言うが、どうも少し非科学的だと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 初めの問題でございますが、いま先生おっしゃいました左合先生が、実は今度もBグループのほうのリーダーとしてこの件を取り扱っていただいております。それで、確かにいま具体的に調べましたところは非常に狭うございますが、実は、気象庁、水産庁その他のデータというものは取っております。ただ、先生御存じでございますが、われわれのほうも向こうと同じようにできるだけ早く、定期的にもちゃんとしたデータのバックグラウンドをとって、しかも作業としても同じように進めていくという考え方がございます。その点において早くそれをやりたくて、知事のほうへその調査研究をやらしていただくというのを申し上げましたが、まだ許可をいただいております。しかし、それが、今度の安全審査会のほうにデータがなければできないということではございませんで、それまでのデータは十分ございました。それでできたわけでございます。

それからいまのシラスをとりました件でございますが、あのシラスというのは、たとえばこちらから吹き出ます、下から廃水が出てまいります、それが流れを起します。それが、流れを起したものの中に一番入っていくという形の魚である。ほかの魚はそこを横切つてしまひまして、そういういわば放射能が出てくるところにやうい魚としては、一番シラスがいろいろございまして、それから、ほかの魚よりもシラスのほうから、からだに吸着するといふか、吸収というしかたもいふか、いふではないか。その点は、放医研その他の研究データから、シラスをとるのが一番悪い条件が出るという解釈で、実はシラスをとったわけであ

ります。したがって、ほかの魚では、これよりずっと以下であるという考え方でこれはやられております。

○森元治郎君 シラスだけれども、なるほど一番吸収率がいい魚だからとったというけれども、一年食つてもいいじようぶだというのは、これは例にならぬですよ、よほどずつとんきうな学者でもなければ一年間食えませんが、こんなものにはなるだろうけれども、これはおかしい。

○政府委員(梅澤邦臣君) 四十二年のたしか夏と断わられたというのは、いつですか。

○森元治郎君 これは、協力を得られないというより、いま地元の漁連が返事しない、知事から言われても返事しないというふうなことだと思ふんです。ところで、最初の問題というのは、もういまから十年近く前から問題があったと思うので、四十二年ごろになってからその調査なんというから、問題はもうホットになったときに反対だという、みんなが乗り込んで調べましようと言つたら、だれだと言ふことをきかない。だから、科学技術庁というのだから非常に科学的にもの考えるかと思ふと、案外非合理的な官庁なんです。反対まつ盛りというところへ行つて、おまえら海の中をさがせろ——させませんよこれは。早くつくろうといつて前から考えておつたのなら、何をしておつたというのです。

○政府委員(梅澤邦臣君) 動燃が燃料公社のとき、原研その他で当然バックグラウンドの調査はしておりました。ただ、再処理工場をつくるにあたりましては、今度は事業が進んだときと同じような定期調査をしなければいけません。そうなりますと、なるべく近い時期のバックグラウンドというものを、なるべく十分押えておかなければならませ

ん。それを本格的にやるといことが一つで、しかも、あそこに原研、原電等がございすので、全体の海のバックグラウンドを十分押えて、それで考えていくというところで、具体的な考え方として進めたのが実は去年でございす。それまでは、当然、バックグラウンドの調査等、安全審査会で使いましたデータというものは、逐次それぞれでございすところとつたわけでございす。その点、先生のおっしゃるとおりでございす。本格的にやる場合として考えましたので、あらためて知事にお願ひしたというところでございす。

それから再処理工場につきましては、現在私たちのほうで、いま一番早くいつてどのくらいになるかというところでございす。これは、先ほど先生おっしゃいましたように、この十月ごろからしていただいたところまで、四十八年の四月に運転開始というところまでが精一ぱいでございす。その点から考えますと、燃料のサイクルの問題、サイクル的な供給の問題、そういうところからいいますと、できれば早くやらしていただきたいと思ひます。

それで、地元でございす。先ほどの知事のお話で、県会のほうを何とかしていただくのが一つ。それからもう一つは、もちろん、ある一部の村では絶対反対、ある一部の村では、安全審査がうまくいけばそのとき考えるというところとございまして、その点からも、安全審査が出ましたこの曉で、安全審査と地帯整備を、これはおおむね何とかがいつているという段階で、あとは射撃場の問題として十分われわれのほうも何とか考えていくというところで、先般は井上理事長が、安全審査が終りましたときに、知事のほうにお願いにあがって、これから先、大臣のところまで今後の対策というものを御検討いただきまして、われわれのほうから直接知事等にお願ひにあがるとい段階になると、こう思っております。

○森元治郎君 安全審査の海洋関係だけの質問にしましうが、沖合い一キロくらいに低レベルの廃液を流す、こういう、直径何センチだか忘れま

したが、管を出すわけですね。ああいう長さを一キロとしてみた理由と、それで、それを設置した個所をどうやって選んだかということ、海の流れが北からいくのが強くて、南が弱いか、南西が弱いとかいろいろ書いてありますね、これに、低レベルの廃液が出るやつが稀釈される、拡散される、そういうものの調査を、外国の場合は相当に、先ほど申したように、大規模にやっておつて、どの辺に放出点を定め、どのくらいの沖合いという結論が出てくると思うのだが、地図をいま持っていないし、いま言われてもわからないが、横に引っぱってありますよ、あなたのほうから出す地図に。そういう点、どうしてあそこを選んだのか、なぜ一キロとしたのか。なぜ長くしないのか。あそこはもう少し行けば黒潮の流れもまっすぐ北へ行くやうなところがあると思うのですが。何か安直な感じがするのだが、どういうことですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 再処理施設が置かれまして、それから出ますところの……海底の地形図がございす。それから判断いたしますと、先ほど申し上げましたが、沖合い七百から八百のところに盛り上がりがあるとして、そのために海水が、排水した場合に、もしそれより手前でございす、中、中の砂のほうに戻ってくる可能性というのがあるというところとございす。したが、いまして、八百メートルよりも先にいくということが一つ。それから深さとして、海底のやはりパイプの安全性を考慮しなければいけません。したが、いまして、海底から約一メートルのところにパイプを埋めまして、それから上向きに海底から約三メートルのところでノズルで吹き出すという形で、一番拡散のしやすいところを選定いたしました。今度の場所をきめたわけとございす。

○森元治郎君 私は力学的なこととはわからぬけれども、何か安直な感じがするのだが、ふる屋の煙突みたいな感じで、ちよつと出せば空気が抜けていくよというやうな調子。そうでなくて、安全係数をかけて……むずかしいでしょう、海底を引っぱるの。それにしても、ずっと向こうの五

キロも六キロも、いうことであれば、またよほど違う。そこらところは安直に——万事日本の科学行政は安直ですから。いま、何かつくつたら、すぐまねしようというところばかり考えている。安直な感じがするが、大臣どう思ひますか。これはど危険危険と騒がれているときに。

○国務大臣(木内四郎君) 御意見ももつともな点もあるのですけれども、先ほど来局長から御説明申し上げているように、八百メートルくらいのところだと、海岸のほうに海流が流れてくる、海流といつていいかどうかしらぬけれども、流れてくる。それから砂も海岸のほうに流れてくる。それを越せば安全である。そこで、こう二百メートルばかり安全性を見て、そして千メートル、こういうところを持つていったものだと思います。もちろん、これは遠ければ遠いほどいいことはいまお説のとおりだと思ひますが、この八百メートルでも、そういうことを考慮に入れると、拡散はされるからまあ安全だと、海岸のほうにも来ない、こういうことで千メートルを選んだ。特別そういう安直ということじゃありません。もちろん、長ければ長いほどいいが、その程度なら安全を確保し得る、こういうことでありますので、その点は専門部会のほうでもよくこれを認めておるところだと思ひます。

○森元治郎君 八百メートルだから、あと二百メートル足せばいいだろうという、そういう調子がうかがえるのだが、八百メートルでちよつといふんばいこのところだ、それでいいのだけれども、ちよつと安全を見て、あと二百メートルくつつければ安全だ、そこらの感じを受けるところが非常におもしろくない。科学のことは知りませんけれども。

それからもう一つ、放出点はどこであそこをきめたか。横に出すところ、おから出す起点。○政府委員(梅澤邦臣君) 海底の地形図と、それから岩盤等を勘案しまして、真横のところに出来るわけとございす。

それから、いま先生おっしゃいました二百メートル先でございす。これはやはり、深さと、それから海の広さでございす。その関係から、十メートルのところ、深さがあそこはたしか十数メートルでございす。そのところで廃棄したほうが拡散しやすいという条件をとりまして、二百メートルの場所をとつたわけでございす。その関係からいいますと、海洋関係のほうの左合先生の委員会では、こういう点をやはりいろいろなデータをとりまして十分に検討していただいて、約十三回の会が開かれておりますが、その点では先生方も納得できるデータでやっていたのだと、こう思っております。

○森元治郎君 私は、これは水府流の家元だから、あの辺の海は相当知っているつもりだ。ここから行けばだいたいようぶだと知りつとも、下からのぞいてばつぱつかやつていゝのはちよつとおつかない。これは漁民だって、素朴な感情からいけば、魚はだいたいようぶだよ、シラスを一年食つたてだ、これはわががら感もあることも覚えておかなければならぬ。大臣、漁民はこの程度の準備、資料では、なかなか納得しませんぞ、これ。

○政府委員(梅澤邦臣君) ただいま海水浴のお話も出ました。考えました場合に、先ほどシラスの魚のことを申し上げましたが、そのほかに、砂がよこれた場合、それから魚を取りに出ますので、船がよこれた場合、それから海水浴をした場合、その辺のときにどうなるかというところは、十分ここで検討していただきました。それで、そのそばにいっしやる方が、そこで少しでもその砂をいじる等、何かがあつた場合ということ、今度の検討の中でも十分していただいたわけでありま

す。ただ、今度の報告書は、そのほかに、動燃からこういうデータでございすというデータその他がつかないで、総括の報告でございす。それにまたこまかいデータというものが、そういう関係としては全部計算されて出されております。

○森元治郎君 これ以外に……

○政府委員(梅澤邦臣君) 報告書としては全くそ

れでございますが、その報告をつくる場合の内容として先生方が審査した場合には、そのこまかいデータが全部使われております。

○森元治郎君 ところで本論に入りますが、大臣、現地は、この射爆場がある限りは絶対もうお断わりというものが全部でしょう。大臣、御苦労されておると言うんだが、対地射爆場を移転しなくてもやるつもりですか。やりたいんですか。

○国務大臣(木内四郎君) 県議会におきましては、この併存は困るというような御意見も出ておりますし、なるべく併存しないで、射爆場は移転してもらって、こちらのほうが稼働するまでにはやっぱり移転してもらおうようなふうにいたしました、かように思っています。せつかく、この射爆場の移転について、いま推進をはかっているわけですね。

○森元治郎君 大臣は、その射爆場をどいてもらうについては、どんなふうな御努力をされているんですか。御苦心のあるところを、ひとつ、ほんとうのところを教えてください。

○国務大臣(木内四郎君) いまちょっと、私が聞き落とした点があるかもしれませんが、あるいは多少食い違ったことをお答えするかもしれませんが、けれども、この射爆場の移転の問題につきましては、もうかねてから、科学技術庁といたしましては、非常に関心を持っているわけでありまして、私だけではないと思います。佐藤総理が科学技術庁長官当時、すでにこのことをとくと防衛庁のほうに申し入れをしておりました。そうして歴代の科学技術庁長官は、何とか早くひとつやってみてほしいというのを常々考えまして、推進をはかっています。

そこで、私も就任以来、去年の十二月末に米軍の基地約五十カ所、これを撤去することになって、技術的にいろいろな点があるが、ひとつこれから交渉しよう、こういうことで、最近までに約十カ所、まあ一部、部分的なものもありますから、これを九カ所と考へまして、いまは約十カ所近いものがやめになっておる、こういうような事情がありますものだから、その際に、それに關

連して、私からも水戸射爆場は特に原研との関係もいろいろあるから、なるべくひとつすみやかにやつてもらいたい、こういうことを防衛庁長官にも申し入れましたし、また、一月二十八日の閣議におきまして、私から特に発言をいたしました。この射爆場の移転を促進してもらいたいというのを申し入れておいたわけでありまして、それからあとも、機会あるごとに防衛庁長官に對しては、この問題はすみやかにひとつ解決してもらいたいということを申し入れて、側面からこの推進をはかっている、こんなような状況であります。

○森元治郎君 推進をはかっているけれども、できればこの十月ごろから動燃が建設工事を始めたい、日が六カ月後に迫っているんですね、六カ月後に、大臣のその促進に努力した結果の見通しは、明るいのですか、暗いのですか。

○国務大臣(木内四郎君) まあ、実はそれを担当しておられるのは防衛庁長官でありますので、私が見込みをはっきり申し上げるわけにはいきませんが、防衛庁長官も、きょうもその問題を話したのですが、まあ大いに促進するというような希望のありそうな態度で私に返事をしております。

○森元治郎君 同じ閣僚で、同等ですから。同じ閣僚で陳情なんかしてたんじゃだめなんですよ、陳情なんか。国務大臣ですから、それで、防衛庁長官はその商売のほうの方なんです、みんな国務大臣なんだから、「木内国務大臣科学技術庁長官を命ず」という辞令だと想像するのですが、ね。だから、どんなやらなければこれはだめです。よ。ただ同じ閣僚が陳情なんかしてはいたのじや、とてもだめ。

そこで、こんなこと記憶にあるのですが、違いますが。佐藤総理が、参議院の予算委員会だったかと思うのですが、基地などというものはこれは地元の協力がないとうまくいかないのだ、協力や理解がないと、こういうことを何回も強く強調して、水戸射爆場の問題も、ワシントンに行っ

たときに話が出たら話するつもりだ、こんなことが出ていたと思うのです。それが、その表現が、これは文法上でいくと、だれが言い出すのか、向こうが言い出すのか、こっちが言うのか、主格がはっきりしない表現を新聞で見たのですが、ね。アメリカまで持ち込みますか。そういうことに、議題に入りそうですか。

○国務大臣(木内四郎君) 総理大臣が確かに議会で答弁したうち、その問題、水戸射爆場というこゝとばが入っていったことは私も承知いたしております。そこで、総理大臣の意図は、基地問題全体というものは非常に大事な問題だと、そこでその例をあげて、たとえばこれの問題については当然話が出るだろう、こういうような答弁をしておいたように、説明をしておいたように私は承知しております。したがって、このことは私は深い関心をおもいます。それで、どちらが切り出すかどうかというところは、これは最高のところの、トップレベルのところで話でありますから、私からいままこでどうということは申し上げる段階ではないと思っております。

○森元治郎君 そう、確かにそんな意味なことを言ったので、基地の問題も、どうせ沖繩の返還の問題からいって、内地と沖繩との基地の問題も出るでしょう。その中で取り上げていくのかなという感じが、総理の思いつきか、用意した答弁か知りませんが、ぼつと出たんだと思うのです。防衛庁長官があるいはそういうふうな頼んだのかどうか知りませんが、問題の水戸射爆場という名前をメンションして、一つの、両方の話し合いの中に浮かび上がってくる問題点であると御想像されるかどうか。

○国務大臣(木内四郎君) 佐藤総理は、もう頭に非常にこの問題があるということは、私もたびたび閣議で発言しております。また、総理自身が科学技術庁長官当時からすでに問題になっておったので、よく頭の中に入っていると思うのです。そこで、佐藤総理は、水戸射爆場、板付の基

地、その他敷地点をあげて述べておられるということは、相当総理の頭にも深く入っている証だと思っております。したがって、この問題について総理もできるだけの努力をされるものと私は考えておる次第であります。

○森元治郎君 渡米にあたってやられるかどうか、もう一べん……。内地で努力するのか、向こうで問題をあげて、ワシントンのホワイトハウスが国務省が知らぬが、会談の場に持ち出すこともあり得るとお考えですか。

○国務大臣(木内四郎君) まあ、ああいうトップレベルの会談でありますし、今度は沖繩返還という重大な問題を控えておられますので、やっぱりこの問題が中心になって大きな問題が出てくると、それをこちらから切り出すということはあるいはあるかないか、これはわかりませんが、頭の中にありますから、私は機会があればそういう問題に触れられることもあるのではないかと、かように考えております。

○森元治郎君 一つは大臣これに期待されている、十一月以降適当な日に渡米される、こう言うのです。動燃のほうでは待つていられないで十月からやりたい。さあ総理が行った、話に出るかと思つたが出なかつた、出したが消えちゃった、ああまたもとへ戻った、これじゃ事業として成り立たないですね。一体いつまで待てるんですか、この建設工事開始の時期を。それは、十月一日が、二日とか三日とか十日ぐらいならいいでしょう。一体どこまで待てますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) どこまで待てるかというのには非常にむずかしい問題でございます。実は、廃棄物が出ましたときに、これは入れぬに入れて埋めて保管するという方法がございます。そういう方法でいくわけでございますが、その保管量があまり多くなく、今度は、再処理工場は一応〇・七トンという基準でございます。したがって、それに合わせてスムーズに運転しようという形でございます。四十八年ごろが私たちのねらいでございます。しかし、しばらく保管を

長引かすということを考えれば、もうしばらくは置いておけるといえる置いておける考え方でございます。その点、余裕がないといえますか、あるといえますか、その点は別の方法ということで置かざるを得ないという現状だと、こう思っております。

○森元治郎君 保管というのは、たとえば東海は東海で、あるいは、これからできるところでは敦賀とか美浜とかあります。そこで、ためておくわけですね。そういうものは一体、今度は、ためることの容積の問題もあるだろうし、たいへんなことだろうと思うし、どのくらい置いておけるものなんですか。しっかりと入れた入れもの、容器があれば、しかも大きいものがあれば、何年でも置けるのですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) いま東海村でやっております原発の発電所のは置けます。約二年くらい置けると思います。しかし、これは今年から向こうへ送還の形になっておりまして、今年は七十トンほど向こうへ送り返します。送り返すことにしていきますれば、原発の燃料はある程度持つていきます。それ以外の敦賀、関電等のものにつきましては燃料が少し違いますが、これらの保管の可能性はございます。しかし、いま先生おっしゃいましたように、それはそれぞれのところで保管という形になります。それは、燃料対策、経済性から申しますと、保管しておきますというところは、それだけコストがかかりますので、その点、できるだけ早く処理いたしませんと、電力料にも響いてくるという見解になると思えます。

○森元治郎君 それを東海の例に限れば、おかげで持って行って、日立港から船に積んで外国に持って行って、再処理をやったまた持ち返すということとは、とても高く、むしろタンクの中にしまっておいたほうがずっと安いでしょう。

○政府委員(梅澤邦臣君) 東海村の発電所につきましては、最初の二年間は向こうへ必ず送り返すという契約になっております。その次については、その状態によって送り返しても受ける用意は

あるという程度のことでございます。そのときの考え方は、できるだけ日本で、ちょうど再処理工場ができて、それに間に合うようにという考え方でございまして、少しここでおくれましたので、その点がひつかりますが、送り返すということよりも、やはり再処理という費用がございまして、その関係から、やはり向こうに送って再処理をする費用と、日本国内で再処理をする費用と、この点におきましては、今度の〇・七トンの設備でございまして、それほど経済性は、向こうに送り返すより高くはないようにいたしますが、経済性は計算どおりにはなかなかないのじゃないかと、こう思っております。

○森元治郎君 問題は、大臣、射爆場をどうするかというようなのが、何といたってポイントですね。射爆場、これがある限り、総括的に見て何ともできないと思うのです。一切手が出ない。この点については、反対の意見は全部一本だと思いのです。茨城県の場合は、そこで、もしできないなら、どっかに移転せざるを得ないということも当然お考えにもなり、物色もし、研究もし、経費の問題、研究者の居住の問題、あるいはえらい先生が東大から、あるいは北大から、名古屋大学から再処理場まで一々飛行機、汽車で行ったんじや、これは能率からも、費用の上からみてもいふまでも待って、どうしてもだめだという場合には、よそに変えざるを得ないという御決心ですか。

○国務大臣(木内四郎君) そういう場合は想定されないこともないのですけれども、私も、やはりさつきから申し上げておりますように、やはり動燃事業団は自分の区域内にもあるし、それからあそこにある原研その他の施設を使っている研究などするにも役立つし、また、そこで働く要員の点からいって、あるいは要員だけでなく、研究員その他の関係からいっても、あそこは最も適当だということで、あそこを置きたいという切なる希望を持っておるわけです。そこで、私も

射爆場の問題を解決して——もう解決についてもいろいろ方法はあるだろうと思うのですが、解決して、あそこにはできるだけひとつ置きたいと、こういう希望を持っています。いま努力いたしておる次第でございます。

い、そのように要望するわけですが、長官のお考えを聞きたいと思います。

○委員長(宮崎正義君) 堀出君。

○堀出啓典君 まず最初に、先ほどの東海村の原子力発電所の業者の事故の問題でございますが、まだはつきり原因がわからないというお話と承ったのですが、大体いつごろはつきりするわけですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) この問題につきましては、早急に原因がわかることと存じます。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、受けた場所というところはわかっております。したがって、それがどういふ形でその人に伝わったかというところの経過でございますが、その分野につきましては目下調査中でございます。その点は、もう間もなくわかる、こういうふうに思っています。

○堀出啓典君 いま私が一番心配するのは、非常に原子力関係のそういう事故に対しては、専門家がみればたいしたことはないようかもしれませんが、新聞の報道、また一般の受ける感じというものは、非常に影響が大きいと思うわけですが、こういうようなことが起こると、今後そういう原子力の設備を設置する点に関して、住民の反対もますます高まってくる。そういうわけで、こういう問題に対しても、そういう原子力設備に携わっている人も、もちろんまたそれを監督する科学技術庁も、もっともつとやばい真剣にやらなきゃいけないんじゃないかと思うのです。そういう点で、こういう事故の問題にしても、一刻も早く、もうすみやかに原因というものを明らかにして、そしてまた次の対策を立てて、また国民の皆さんにその内容を明らかにする、そういうことが非常に私には大事じゃないかと思うのです。そういう点で、科学技術庁の考え方も何となく消極的である。もっとそういう点を真剣にやってもいい

○堀出啓典君 それでは次に、これは前々から原子力設備の安全性については何回も問題になり、私もこの委員会でも要望したことでございますが、原子力発電所にいたしまして、建設されてしまえば、その安全度というものを監督するのは国である。何らそういう地方自治体との間の連絡というものはない。そういう点で、そういう原子力設備が地方自治体に対しても報告する義務を負うように、ちゃんと法律で定めてもらいたい、そういう要望が非常に強かったわけです。けれども、今日まで科学技術庁としては、そういう問題に対しては何ら手を打ってなかった。ところが、今回たまたま、私は新聞で見たわけでございますが、先般、原子力発電の安全協定について東京電力と福島県とが共同で放射能監視の協定を結んだ、そういうようなことがやはり現実に行なわれてきてい

るわけですね。これは、当然やはり国が率先してやるべき問題を、国がぼんやりしておる間に、良心的な電力会社のほうでやってしまった、そのように考えているわけなんです。この問題に対して科学技術庁としてはどういう考えを持っているのか、また、今後どういう方針で指導していくのか、その点を聞きたいと思うのです。

○国務大臣(木内四郎君) 御案内だと思つたのですが、原子炉をつくる場合には総理大臣の許可が必要なんです。そこで、総理大臣は、これを許可する場合に、原子炉の安全専門審査会に厳重な審査を命じて、厳重な審査を経た上で、これは安全だ、安全設計についても安全対策に対しても安全だということを認めて初めてこれを許可する、これを許可した場合においても、さらに設計とか、工事の方法に対する認可、設計や工事の方法をきめた場合には、それに対し科学技術庁の認可を必要とする、あるいはまた、つくってでき上がった場合、いよいよ稼働する場合に、その前に事前検査をする、それからさらにまた、保安規定などについても認可をする、こういうことになって、安全に万全を期しております。また、放射線または放射性物質の管理につきましては、これも全国的に詳細な基準を設けて、それによって行なわせることになっている。そういう意味から言いますと、許可を受け、そしてその認可を受け、そしてその法令あるいは原子力委員会できめた基準に従って管理を設置者が厳重にやっております、国はそれで別に手をこまねいてはいないわけじゃないのですけれども、そこで、私がさっき申し上げましたように、科学的にいかにか安全設計が十分であつても、それだけじゃいけない。やはり周辺の住民の方々がそれに安心して生活しますかと申しますと、そういう意味で、設置者、すなわち発電業者とその地方の公共団体とが協定を結んで、そして設置者が、発電業者が、審査を

いろいろする資料を集めて、自分たちはこれだと思つていただけじゃ住民を納得させるわけにいかぬから、地方公共団体の代表者なども加えて、そして発電会社でやっているこれは確かだというところを地方公共団体の人も認めてさせることがいいというので、そういう方法をとるように、従来から私もこれを推奨しているわけなんです。奨励しているわけなんです。そこで、今度また東京電力と福島県との間に協定ができましたけれども、その前にすでに私どもの勧告と言いますか、そういうすべに従つて、福島県と関西電力、あるいは日本原子力発電会社があつてまた発電所を設けるのですが、これとの間にすべにあるわけなんです。そういうわれわれのほうの推奨に従つて福島県はすべにやつて、今度は福島県でもそういうことをやつたということで、別に新しいことじゃないのです。私どものほうでは科学的な安全性だけではない、社会的にもそういうような不安のないようにしなければならぬというので、そういう方法をとつております。そこで、さらに今回も先ほど森委員からいろいろ御引用になった専門部会の報告におきましてもそういう点も考慮いたしまして、海域における影響のところでこういうことを言つてゐるのです。周辺環境に關するところの監視の結果を公正に評価するための権威ある中央機構の整備について考えなければならぬということを言つてゐる。このことは、私がさっきから申し上げているように、科学的なことはもちろんだが、それだけじゃ住民を納得させることができない、住民を十分納得させるような仕組みにしたほうがいいのではないかと、このことを、この専門部会がすでに提言している。私は、この提言はわれわれの従来の主張にも合つていますし、非常にけっこうなことだと思つておりますので、今後におきましてそういう点についてももちろん考慮しますし、私のほうで別にばやばやしている間に福島県とあつたことがあつたというのじゃなくて、私どものほうの従来からの勧告に従つて、そういう方針に従つて福島県もこれをやつ

た、こういうことなわけですから、その点を御了承願ひたいと思ひます。

○塩田啓典君 それじゃ、そういう地方自治体とまた地方の住民との設備についての話し合いというの、これはもう随時地元電力会社にまかしていく、そういう点で、国としては、法律的に規制するかどうか、そういうことはやらない、そういう考えですね。

○国務大臣(木内四郎君) そこはたいへん違つたので、国はもう法律的に、制度の上において十分規制をしているわけなんです。さつき申しましたように、総理大臣の許可、そのあとにおいても、工事その他の設計方法の認可、あるいは事前の検査、あるいは安全規定の認可、こういうこともやつていますし、さらに放射線及び放射性物質の管理につきましては厳重な検査の基準を設けて、これに従わなくちゃいけない、これに従わしているのですから、国はそういう制度の上において十分に——それを施設者が守らなければならないことになれば別ですけれども、守らせるように十分やっておりますし、必ず私は守つていくべきだと思つております。また、その守る状態につきましては、原子力局におきまして十分検査をして、必要があれば立ち入り検査もする、そういうようなことで十分に安全対策については意を用いておるし、また、これでは今後が国の原子力産業の発展というものは十分に期することはできない、かように思つておりますので、その点については安全第一主義でまいるということでございます。

○塩田啓典君 長官は、法律があるから、法律どおりつくつたのだから安全だと、そういうように言ひますけれども、法律をみな信じて安心するほど、いまの国民というのはすなおじゃないと思ふのです。法律があるからいいじゃないや、法律どおりやつていれば心配ないじゃないか、そんなことを言うのだつたら、今回の東海村の発電所のこういう問題が起るはずはないわけですよ。やはりそこに住民の不安があるのですからね。だから私は、安全という問題は住民に納得をいかせ、そ

うして住民に安心させるような、そういうものではないかなと思ふのです。そういう点で、やはりその工場のいろいろな測定データとか、そういう状況もやはり地方公共団体に知らせることは当然じゃないかと思ふのです。そういうことは国の責任のもとに法律をきめてちゃんとやしていくぐらゐの熱意がなければ、あまりにも私は——もちろん各電力会社の人たちがそれはみんな善意の人であらばいいですけども、必ずしもそうとは言えないと思ふのです。実際に人間の善意を信ずるのだつたら、法律なんか必要はないわけなんです。そういう点から、やはりそういう問題に対しても私はもっと科学技術庁としても検討すべき問題じゃないかと、そのように思ふのですけれども、その点はどうか。

○国務大臣(木内四郎君) お説の点、まことに私もとてもでありまして、そういう趣旨から私どものほうは、科学的に正しいということ、われわれの基準に従つてゐるから正しいということ、自己満足だけではないか、地方の住民、公共団体の人々にも十分それを見て理解してもらつて納得してもらわなければならぬというので、それには発電所を監視しているわけなんです。それで、福島県もできた。福島もできた。これは非常にけっこうなことでありまして、その基準はすでに法律そのものでまゐつてゐるのですから、法律を設けなくてもいいと思ふのですけれども、そういう点についてももちろん考慮すべき点があると思ひます。あまり法律でぎゅうぎゅう、法律だからどうと言わなくても、實際上そういうふうには福島県あるいは福島県のようにやつてもらつておれば私はそれでいいのじゃないかと思ふのですが、先生の御意見もありまふので、そういう点についても十分考へるべき問題だと思ひます。

○塩田啓典君 それでは、長官が統一的な監視をするために新監視機関をつくる、そういうことを新聞で読んだわけですが、このいわゆる新監視機関というのは、これは具体的に、どういうメンバーが入るとか、その大綱をひとつ聞かせていた

だきたいのです。

○国務大臣(木内四郎君) ちよつとおことばを返すよううたいへん恐縮ですけれども、私がさつき申しました発想というものは、専門部会の報告に、海域に対する影響の項のもとに、周辺環境に、周辺住民の人々の納得、了解を得る一つの機関にもなる、そういうようなこと、いろいろなことを考えて、どういう形にしたら最も効果的であるかというところは今後において検討される問題である、かように考えております。

○塩出啓典君 私が特に要望したいことは、やはり先ほども話しましたように、あくまでも原子力基本法の公開の原則に基づいて、やはり測定値というものが正しく住民にも知らされる、反映されていかなければならない、そういう点で、幾らそういう機関をつくっても、それが秘密主義であつてはならないと思ひますし、常に住民の音が反映されて、また住民にもその結果というものがいくような、そういう監視機関をつくらなければ意味がないじゃないか、そのように私は要望したいわけですが、その点、お考えを聞きたいのですが。

○国務大臣(木内四郎君) 確かに塩出委員の御意見のとおりでありまして、それが効果をあげないようなものであつてはいけません。やはりその資料を今後いろいろな研究に対して役立てられるようにするとともに、地方住民がその資料を見て納得し得るような、地方住民の納得を得るに足るような中央機構であることが私は必要であると思ひますから、そういう見地で前向きにこの問題を今後検討してまいりたい、かように考えております。

○塩出啓典君 原子力委員会と別に監視機関というものを設けるわけではない、ただ測定データというものを公式に、正しく評価する、そういうものを原子力委員会のもとにつくる、そういうふうなことを考えていいわけですか。

○国務大臣(木内四郎君) いまの報告書にありました発想というものは、私は別にはっきり原子力委員会の外に設けるとか何とかというところを書いてあるわけではないと了解しておるわけですが、けれども、これにつきましては、こういう発想があつた、それよりこうしたいほうがいいじゃないかという意見もあり得るわけですね。そういう点は今度原子力委員会のほうではかつてみて、その機

構としては、いろいろ資料を集めて公正に評価する、その資料というものは今後いろいろな面において利用されるという一面も一面あるわけですね。そのほかに、さつきお話にあつたように、周辺住民の人々の納得、了解を得る一つの機関にもなる、そういうようなこと、いろいろなことを考えて、どういう形にしたら最も効果的であるかというところは今後において検討される問題である、かように考えております。

○塩出啓典君 私が特に要望したいことは、やはり先ほども話しましたように、あくまでも原子力基本法の公開の原則に基づいて、やはり測定値というものが正しく住民にも知らされる、反映されていかなければならない、そういう点で、幾らそういう機関をつくっても、それが秘密主義であつてはならないと思ひますし、常に住民の音が反映されて、また住民にもその結果というものがいくような、そういう監視機関をつくらなければ意味がないじゃないか、そのように私は要望したいわけですが、その点、お考えを聞きたいのですが。

○国務大臣(木内四郎君) 確かに塩出委員の御意見のとおりでありまして、それが効果をあげないようなものであつてはいけません。やはりその資料を今後いろいろな研究に対して役立てられるようにするとともに、地方住民がその資料を見て納得し得るような、地方住民の納得を得るに足るような中央機構であることが私は必要であると思ひますから、そういう見地で前向きにこの問題を今後検討してまいりたい、かように考えております。

○塩出啓典君 それから次に、放射線審議会から二月の初めに、放射性の廃棄物に新しい基準を設定すべきである、そういうようなことが審議会の答申として出ておりますが、これは二月の六日です。放射線審議会会長は木村健二郎東大名教授になつておりますが、この新基準の問題に対して科学技術庁としてはどういう考えを持っていますか、それを聞きたいと思つたのです。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先生のおっしゃいます、その資料というものは今後いろいろな面において利用されるという一面も一面あるわけですね。そのほかに、さつきお話にあつたように、周辺住民の人々の納得、了解を得る一つの機関にもなる、そういうようなこと、いろいろなことを考えて、どういう形にしたら最も効果的であるかというところは今後において検討される問題である、かように考えております。

た放射性廃液の問題でございます。これは、二月六日に答申が出ております。それで、二月六日に答申の中で、再処理廃液、放射性廃液についてはICRPの基準がございしますが、その十分の一に置いていくことが妥当であるということが、この中で定められた形で出ております。したがって、国際的なICRPでございしますが、それは国際放射線防護委員会でございますが、これです。ういふことが決定として出ましたので、これを先ほどの再処理のほうで利用いたしまして、海洋調査のほうの問題についてこれを利用したわけでございます。したがって、この委員会におきましては、そういうICRPの十分の一で再処理の場合には十分果たせるから、それをまず使いなさいというのをきめたわけでございます。

○塩出啓典君 それで、現在、いわゆる放射性の廃棄物の処理の場合ですね。それを水中、海中に放出する場合の放射性物質の濃度というものを規定しているのは、現在は法律はどの法律で、そしてその限界量はどうなつておるのか、その点をちよつとお聞きしたいんですが。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど申し上げましたICRPの基準が最初海外にできました。それを参考にしたしまして、われわれのほうで、原子炉の場合におきまして、原子炉の告示を出してあります。それで規定いたしておりますが、先生おっしゃいましたと申しますと、廃棄物の中に含まれております元素の種類で全部違つております。その種類に基づきまして、どれは幾らまで、どれは幾らまでと、それによつてきめております。したがって、あとでお届けいたすと思ひますが、核種によりまして全部基準が違つております。

○塩出啓典君 この審議会の答申で、私もこれを読んでいただいておりますが、これまでの原子力施設から排出される放射性廃棄物は、その出口で、飲料水に含まれる天然放射性物質の濃度の十分の一ということが義務づけられておつたと。ところが、そういう濃度という問題から言います

と、結局、水で薄めれば幾らでも多量の廃棄物を流せると、そういう抜け道がある、そういうわけでは、そういう放射性物質の放射能の限界というものは、そういう一つ一つの濃度というよりも、これは全体が国民に及ぼす影響はどうかと、そういう点から検討しなければならぬ、そういうふうな点に読んだわけなんですけれども、この点はどうなんでしょうか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 基準でいろいろな数値がございしますが、それを総合的に判断しますと、われわれ人間が飲料水として飲む場合にはどのくらいと決めてございします。それを、ここでは十分の一にしております。しかし、いま先生がおっしゃいました水で薄めれば薄めるほど捨てやすい、それは確かにそうでございます。ただ、ICRPの基準でまいりました場合に、飲料水として飲んだ場合に安全であるという基準がございしますが、それをさらに十分の一のところで規定しまして、それはならない、したがって、それ以下でなく捨ててはならない、したがって、それ以下にする場合としては、当然薄めて少しづつ出すということがございします。その点は、人間がもしこれを飲料水として飲んだ場合の基準より低いところをやつておりますので、その点については安全であるという解釈でございします。ただ、将来科学技術がどんどん伸びてまいりまして、そういう関係から、できるだけこれをほかのものと集約してしまふ、外に捨ないで済むという方法ができれば、できるだけこれによつて減らすようにやれという考え方がこれについております。

○塩出啓典君 それでは、ICRPの許容量の十分の一以下に規制すべきである、という答申が出されたわけでございますが、その答申は、科学技術庁としてはそのまま採用して、すでにそういうふうになつておるわけですね、いま。

○政府委員(梅澤邦臣君) 特にここで書いてございしますのは、今度つくり出す再処理設備に対してのあれでございます。したがって、今度できる再処理設備としてはこれを当然使っていくとい

うことで、今度の安全審査会もこれをうたつております。なお、これに比較いたしまして、福井県等に発電所がございまして、そこで流しておる分がございまして、これは当然現在でもこれより低いところで放出されております。

○塩田啓典君 それから、これもやはり放射性物質の安全管理の問題でございまして、これはきょうの新聞に、原子力発電所の使用済み核燃料を再処理工場へ運搬する方法については、日本原子力産業会議が検討した結果、運搬器材や輸送についての基準、規格、法規が定まらなければならないことがわかった、そういうように報道されておるわけでございますが、私も、そういうこまかい法律というものを全然わからないのですが、これを聞いて非常に驚いたわけなんですけれども、この点は真相はどうなんですか。新聞に書いてあるとおりなんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 実は、放射性廃棄物の運搬につきましては、運輸省のほうに放射性物質車両運搬規則というものが現在ございまして、これは、少量の基準のところまでは運んでよろしいという条件がついておりますが、多量のものになりますと、運輸大臣の特別の許可を受けてやるという形になります。特別の許可を受ける場合には、科学技術庁のほうで、入れものの容器、これは海外でもいろいろ基準がございまして、それから原子力委員会でもつくりました基準もございまして、その容器の認定をいたしまして、その容器で運搬するという形で現在できております。ただ、この懇談会で出しました報告では、将来のことを考えまして、だんだん廃棄物が、燃料として考えますと、非常に長尺物になってまいります。長尺物になってまいりますと、その燃料を運ぶ場合、そういう点についてはもっと検討して十分な法的規制を考えたらどうかということが含まれております。私たちのほうも、現在運輸省と、そういう、たとえば今度東海村の原電から送り返します、日立港まで持つてくる短い距離でございまして、この問題につきまして検討をさせていただいて

ておりますが、それについて検討いたしましたので、できれば将来省令の改正等を考えなければならぬ点があるのではないかと。ただ、現在のところでは、まだ送るものが初めてでございまして、そういうものをわれわれ運輸省と一緒にしまして、協力して、実地許可をする場合に緻密な許可をいたしまして、それで運んでやらせていただいております。それで十分わかるところで、法律改正がもし必要であればその点をしなければならぬ、こう考えております。

○委員長(宮崎正義君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員(長宮崎正義君) 速記を起して。

○塩田啓典君 それでは、国務大臣にお聞きしたいと思うのでございまして、海洋開発の問題で、最近、日本近海の石油資源というのに対して、シェール石油等が合併会社をつくって盛んに日本の近海の石油調査をやっておるのですが、私も、一番心配するのは、日本の国はほとんど九十九%以上石油資源を海外にたよっておる。ところが、実際に日本近海の海底で石油資源があると言われながら、そういう点でほとんど外国の資本に鉱区の申請をやられて、それでもうほとんど飛行機なんかで石油資源の調査をやっている。そういう点で、一体資源の少ない日本の国がよそまで行ってやらにやいかぬのが、自分のところの縁の下で荒らされておる、私はそういうような気がするわけですが、そういう点で、日本近海の資源の調査、そういう問題に対しては日本の国は熱意が足りないんじゃないか、そういう点を心配しているわけなんです。そういう問題についての科学技術庁としての今後の考え方、方針というものをお聞きしたいと思います。その点はどうか。

○国務大臣(木内四郎君) 御案内のように、わが国はいろいろの資源が不足しております。ひとり石油だけじゃありません。いろいろの資源が不足しております。で、わが国としては、いろいろの資源を豊富に包蔵しておる。その海洋の開発と

いうことが非常に重要な問題であることはお説のとおりなのでございまして。ところで、これまでわが国におきましては、鉱物資源あるいは水産資源その他につきましては、各所管省においていろいろの施策を講じてきておるわけなのであります。たとえば、石油資源については通産省、水産資源については農林省、これはいろいろなことやっておりまして、最近の科学技術の進歩、非常に長足な、急速な進歩によりまして、海洋開発というものが非常に面目を一新してまいりまして、従来のような伝統的な技術だけでは、もうこれはひとりで鉱物資源だけじゃありません、すべていけなくなつてきています。最近の進んだ先端の技術を集めた海洋工学を駆使して大規模にやらなければならぬという時代になってきておる。そこで、わが国においては、遺憾ながらそういう面においてはだいたい立ちおくれしておる。たとえば、簡単な例を一つとて申しますと、去年の夏、国連の海底平和利用のアドホックという委員会です、この報告で何を言っているかという、今日の時点においては、海底の掘きくは二百メートルだ、しかしいまは非常に進んでおるから、ことしの末には――去年の末には、これは四百メートルになるだろう、あるいはことしの終わりになったらこれは五百メートルになるだろうという報告を国連でしておるような状態なんです。ところが、これからわが国の今日の技術はどうか。今日の段階ではどうかと申しますと、秋田沖で石油とか天然ガスをやっております。これはなんと三十メートルです。それだけの違いが技術の面で今日あるわけです。それはそれとして、そういうわけでありまして、同列において、さあやるとなると、わが国はその面において非常に立ちおくれを示しておると言わなければならぬと思う。しかし、この海洋資源につきましては、ことに大陸だにおきましては、水産資源は別といたしまして、鉱物資源については、われわれは大陸的な条約を批准しております。けれども、外務省のこの間からの予算委

員会その他の答弁にもありますように、鉱物資源については、大陸的な条約を批准しておらなくても、国際慣行としてその沿岸国の権利である、しかもこれは国際慣行だけでない、ヘーグの裁判所においても最近そういうことが認められた、こういうことでありますので、わが国周辺の大陸的なところの鉱物資源については、わが国の会社でなければ許可されない。鉱区の設定というものは、いかに彼らが調べましても鉱区は設定されない。そこで、外国の連中は技術があるし、資金もあります。そこで腕が鳴っておるわけですね。そこで、わが国の会社と合併で、シェールあるいはカルテックスあたりは、すでに九州方面の海洋その他についていろいろのことを計画しておるようでありまして、このわが国の鉱物資源の保護の問題については通産大臣もたいへん心を砕いておられて、私は、法制的な面においては遺憾な点はほとんどない、かように考えておりますけれども、いま御心配の点はまことにこももとしてありまして、われわれとしても大いにその点に意を用いなければなりません。ことに大事なことは、海洋開発の技術を身につけるということが大事なことだろうと、かように考えております。

○塩田啓典君 あとの詳しい、こまかい問題は、あと担当の人にお聞きしたいと思いますが、長官への質問は私は終わりたいと思います。

○委員(長宮崎正義君) 船田君。

○船田啓典君 大臣の御都合があると思いますが、大臣に関する質問だけを先にまとめてやりまして、あとは塩田委員がまた再質問されましたので、大臣は二月二十七日の本委員会におきまして所信の御表明をなされておりますが、その所信の御表明の一番最初に、科学技術振興の基盤の強化ということ強く訴えられておられます。その中に、これら施策の基本となるべき法律の早期実現につとめる所存でありますと述べておられます。で、科学技術の施策の基本となるべき法律と

いうのは、われわれも、例の科学技術基本法が多
年にわたって非常に紆余曲折を経て現在も微
妙な段階にあるということは十分知っておりま
す。また、衆議院のほうにおかれましては、議員
提出で振興基本法みたいなものと考えておられ
るに承っておりますが、いずれにいたしまし
ても、大臣の言われましたこれら施策の基本となる
べき法律として頭に描いていらつしやいます法律
は、この目的とするところ、あるいはその対象と
するところは、どういうところに置かれたらいい
とお考えであるか、まずお聞きしたいと思いま
す。

○国務大臣(木内四郎君) お説の問題は、私ども
非常に心を痛めている問題なんです。科学技術
基本法は、すでに数回前の国会に提出いたしまし
た。ところが、遺憾ながら、この前の臨時国会に
おいてこれが廃案になりました。そこで、いま衆
議院のほうにおきまして、おそらくこちらのほう
にも御相談があると思うのですが、それをどう
いうように取り扱うべきかというのを超党派の
にいろいろ相談願っておるわけなんです。そこ
で、私どもは私どもは何にもやらないで、それを
待つていかうかという、そうではありません。
私どものほうは、すでに基本法案というものを一
つ案を持っていますわけなんです。そこで、そうい
う関係もありまして、私どものほうでは、その法
案を衆議院で超党派的に御相談になる、それに對
し積極的に御協力を申し上げるという基本的な態
度をとってこの問題を進めておりまして、そうし
てこの法案が国の科学技術の振興の基本になるよ
うな、そういうものが一日もすみやかに制定され
る、こういうことを心から期待しておるような次
第でございます。

そこで、そうなりますと、しからばその際にど
ういうことを織り込まなければならぬかとい
うと、たとえば、科学技術のいろいろな問題があり
ますけれども、政策の目的といたしましては、科
学技術は常に国民経済の発展及び国民福祉の向上
の要請にこたえ、あわせて国際社会の発展に寄与

することができるよう、その水準の向上をはから
なければならぬ。こんなようなことが、これか
ら先の法律では、いずれにしてもそういうことが
目的の一つとして掲げられますから、これはすで
にこの前の法律案にもそういう趣旨が盛りられてお
りますし、私どものほうにおいて今日研究してい
るところにも、そういうことが盛り込まれているわけ
であります。

それからさらに、この対象といたしましては、
まあここが非常に問題になってくるようなところ
ですが、この前に廃案になったのはどういうところ
に理由があるかという、自然科学だけでなくて
人文科学もこれに入れなければならぬのじやな
いか、これが一つの大きな争点になっているので
すけれども、しかし、国会において計画を立て、
その開発の計画を立てていくというようなこと
は、やはり自然科学のほうに最もふさわしい。人
文科学において計画を立ててやる場合、自由を
研究者が、たとえば大学などでやる場合、自由を
束縛する、研究の自由を束縛するというような問
題が出てまいりますので、それよりも、主として
自然科学の技術を中心にしてやったほうがいいん
じやないか、こういうことが私どもの考え方であ
ったのですが、そこが争点にもなっております
ので、今後そういう点は、しからばどうい
うに取扱うか、こういうようなことが大きな問題と
なってくると思うのです。この問題につきま
しては、われわれは、いま申しましたように対象外に
置いておるのですが、大学の研究につきましても
国の計画の一環として、そしてそれに對して自主
的な参加を求めるといふようなふうにしたらい
いのじやないか。これはまあ私どもの考えであ
ります。それはあくまでも、いまの超党派的に今後御
相談になる一つの資料なのですけれども、それが
私どもの思っているようなふうにとまれば、こ
れは非常にけっこうだと思ひますが、これは御相
談願いたいと思ひます。その研究開発の基
本的方向といたしましては、政府としても目標を
設定いたしましたして、推進すべき研究の促進に関

する長期的計画及び重要な分野における研究の育
成に関する長期的計画を中心といたしまして、科
学技術振興のために総合的かつ計画的に講ずべき
政府の施策全般にわたってその大綱を定めていか
なければならぬのではないかと、こんなふうに考
えておるわけでありす。

そこで、将来国として特に推進すべき重点分野
といたしましては、科学技術が社会経済の要請に
こたえらるることに、常にこれにこたえられるよう
にその水準を向上させることが重要である点にか
んがみまして、あるいは国民福祉の向上、社会經
済基盤の強化、あるいは産業の発展、大規模研究
開発の推進、これはたとえば原子力の平和利用と
か宇宙開発、海洋開発、こんなふうな問題が当然
入ってくると思ひますが、そのほかにも、基盤的
な科学技術の育成、まあこの五点をおもに中心と
いたしまして、その観点に立ちまして、国として
特に推進しなくちゃならぬようなこの重点分野に
ついて現在細目にわたりまして検討いたしてお
るわけでございます。

なお、この際特に申し上げておきたいのは、最
近、科学技術情報の流通という問題が非常に大
きな問題になってきておりますので、そういう
機構あるいは技術の研究、そういう問題について
も特に考えていかなければならぬ、かように考
えております。

それから、私どもの考えておりますのは、この
計画遂行にあたりましては、大学、民間の協力を
得なければならぬ。大学につきましては自主的参
加を期待したい。また民間については、研究委託
あるいは共同研究等によりまして、政府の計画を
遂行するにあたりまして、その協力を特に強くひ
とつ求めてまいりたい、かようにまあ考えており
ます。

○船田讓君 所信の第三に、大臣は宇宙開発の推
進を述べていらつしやいます。まあ、宇宙開発事
業団法がそれで提出されたことであると思ひま
すけれども、先ほど委員長が言われましたように、
法そのものの審議につきましては後日ということ

でございますので、ただ根本的な二、三のことに
ついてお伺いしたいと思ひます。

一つは、宇宙開発事業団法をつくる前に、宇宙
開発基本法を制定をして、いわゆる平和、自主、
民主、公開、国際協力という五原則をはっきり
たてておくべきじやないかという御議論が与野
党ともにあったと思うのです。しかし、先に宇宙開
発事業団法が出てきたわけでありまして、われ
われはその審議に協力をするわけでございま
すけれども、その場合に、この五原則の保証をどこに
求められるかということを、まずお伺いしたいと
思ひます。

○国務大臣(木内四郎君) ごもつともな御質問で
あります。これは非常に大事な問題だと思ひ
ますが、実は、この宇宙開発の基本問題に
つきましては、これは非常にいろいろな問題があ
ると思ひます。宇宙開発委員会を設ける際にも、
衆議院あるいは参議院の両方の委員会において
いろいろ御希望があった。そこで、そういう事
項をどういふふうに盛り込んでいくべきか。ある
いはまた、わが国の施策をどういふふうにして
いくか、重要施策ですね。また、どこまでこれを進
めていくか。あるいは定義をどうするか。こうい
うような問題がある。ところが、今日、御案内の
ように、まだ宇宙空間という字は、宇宙条約など
においては使われておりますけれども、国際的に
宇宙空間という定義はまだ定まっておらないの
ですね。そこで、国連でも、宇宙利用の委員会にお
きまして、宇宙開発、宇宙空間という定義を言っ
てみると言っても、なかなか定まらないのです。
そこで、せっかくいま審議してもらっているよ
うなわけです。基本法を設けたが定義がきまらな
いというふうなことは困るのです。そこで、今日
宇宙開発というのは非常に急速に発展をしており
ます。無限の発展の可能性があるとまで言われて
おるのに、その対象をきめるのに、あるところま
で法律できめて縛ってしまつて、無限の発展性
を封じ込めるというのはいかかと思ひます。
そういういろいろな問題がありまして、

なかなか基本法をきめるといふことはむずかしい。それにかんがみまして、衆議院の委員会におきまして、今度宇宙開発の特別の小委員会を設けて研究される。これは、私の了解するところでは、やはり宇宙開発の基本法についてもきめるべきかどうか、また、どういふことを入れるか、いまお話しになった五原則をどう盛り込んでいくべきか、いろいろ問題がありますので、衆議院のほうにおいて超党派的に御相談になっておる。これに対して私も全面的に御協力を申し上げておる、こういうわけでございますが、そこでこれから、法律できめない場合に、いまの基本的態度はどうか、姿勢はどうか、原則はどうか、特に五原則についてはどうかという、いまお話がありました、これは三十七年だったと思うのですが、いまの宇宙開発委員会のできる前に宇宙開発審議会というのがあったのです。そのときの一号答申、総理大臣に対する一号答申において何と

言っているかと申しますと、そこにおきましては、わが国の宇宙開発の基本原則としては、わが国の宇宙開発は平和目的に限ることとし、その遂行にあたっては、自主性の尊重、公開の原則、国際協力の重視を基本原則とすべきである、こういうことがこの一号答申にも盛り込まれておる。そこで、以来、総理大臣あるいは科学技術庁長官、歴代の科学技術庁の長官は、いずれも、宇宙開発はこの原則によっていくということを明言しております。それから、ことに最近におきましては、この間、宇宙開発事業団法案について衆議院で私が趣旨説明をいたしました際の質問に対して、総理大臣は、あくまでこの原則を守っていくのだと、こういうことを確言しておられます。

そこで、またさらに他の面から見ても、この宇宙開発委員会を設ける際いろいろ御意見がありまして、その趣旨をやはりこれに生かしていく。そして宇宙開発委員会というものは、これは国会の承認を得る重要な会議でございます。その人たちの審議によって基本原則をきめるといふことは、これはやはり民主的の原則に合っているのだ、かように思いましますし、今度宇宙開発事業団が仕事をする場合におきまして、この宇宙開発事業団の仕事というものは、宇宙開発委員会の審議決定したところに従って、総理大臣が認可する方針に従ってやっていくのですから、いまの五原則の外に逸脱して仕事をやるというようなことはあり得ない、かように考えまして、あれこれ考えまして、私は、法律できめなくても、この原則というものは十分に守っていけるものだ、かように考えております。

○船田謙君 それから、所信の第四番目に、海洋科学技術の推進を述べられております。先ほど塩出委員からも御質問があったようでございまして、私のお聞きしたいのは、この中で大臣は、「海洋科学技術審議会の議を経て海洋科学技術の研究開発に関する長期計画を策定する」と、こう言っておられますが、これは大体いつごろ策定される見通しであるかということが第一点でございます。

ついでに続けてお聞きいたしますが、昭和四十四年度の科学技術振興予算を大幅に増額するため非常に大臣が御奮闘なさったことは多々ある中でございまして、ただ一つ残念なことは、この海洋開発予算につきまして、科学技術庁のいわゆる総合調整官庁としての機能が必ずしも十分に発揮せられなかったのではないかと、一つのことを私は心配するのです。と申しますのは、一つの具体的な理由は、たいへん内輪話で恐縮でございますが、あの二千トンの大型の海洋調査船の予算をとりまします際に、元来これは運輸省海上保安庁の予算として請求をせられておったものでございまして、本来の海上保安庁の巡視艇の予算のほうに重点が置かれて、この大型海洋調査船は落ちてしまったというふうないきさつもございまして、どうかひとつ、これは要望も含めてでございますけれども、もう少し、海洋開発についての体制を整えるために、科学技術庁が総合調整官庁としての機能を果たしていただきたい。また、この具体的な例につ

いては、来年度の予算においては、むしろ科学技術庁プロパーの予算として出されるようなお気持ちではないかというふうなことを、まとめてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(木内四郎君) 非常に御心配になっていただき、かつ御鞭撻を賜わって、非常に感謝いたしておりますが、海洋のこの科学技術の問題、さつき申しましたように、どうも、このわが国の、近代と申しますか、ごく進歩した海洋工学を駆使する大規模な開発という点について、遺憾ながら非常におくれておるわけですね。さつき私が申し上げたことについても御了解願えると思う。そこで、海洋開発の予算を大いにふやして積極的にやらなければならぬと、かように思ひまして、そこで本年は、微力ではありますが、私も、私ども、みな諸先生方の御支援によって海洋開発の予算をとったのですが、これはいろいろな点がありまして、おかげをもちまして、八七%、約八八%ぐらゐのところ、まあふえた。これは、一般の予算の一五・八%に比べると非常なふえ方だと思つてゐる。もちろん、予算は多々ありますけれども、やはり関係もありまして、準備体制などを整えてないうちに金だけよけい入れるというところは、どうも日本の今日のような財政上の需要がたかさんある際に、資金を効率的に使うゆえんでない。やっぱりそれには順序がある。いきなり五倍にしたところで、そこにむだが出てきちゃいけない。やはり大体倍額に近いところまでいったというところは、私は一つの進歩じゃないか。ことに科学技術庁におきましては、従来予算の項目がないわけです。全然海洋開発という項目がない。そして、特別研究促進調整費というふうなものの中から金を出してやっていると、こういうものであったのですが、今回、事務局におきまして非常に熱心に取り組まして、海洋のこの調査研究費という項を一つ立ててもらつた、これはやはり一つの進歩であるかと私は思つておるわけでありまして、そこで、そんなふうなことで、できるだけ努力をして

おるのですけれども、今後におきましてはできるだけこれを増していかなければならぬ。

そこで、いまお話がありましたように、いろいろ問題があったのですが、海洋の開発審議会におきまして何をしているかといふと、いま生物資源部会あるいは生物資源部会、それから環境の部会とありますが、それから共通技術施設部会というものがあつて、非常に限られた予算で、アメリカのように深いところまでいって行つていくものに対抗してやらないか、これは能率的に使わなければならない。そこで、一つのものを一つの官庁で使つてゐるよりも、共用の施設を設けてやるといふことがいいのじゃないか。そういう部会を設けて、いまもつぱらこの長期計画に対してその部会で検討してもらつてゐる。それは四月の終わりに五月ぐらゐに出てくるのじゃないか。次回の予算の要求までに間に合うようにこれが出てくるのじゃないか。そこで、これはどうかといふと、それは間に合わぬから、当面措置すべき事項について意見書が出まして、それに基づいて各官庁とも、私も私どももそのほう、その他もなやつております。私のほうでは、私のほうの研究促進調整費のうちから金を出しまして、「しんかい」ですね、「しんかい」といふ船があるのです。これは潜水調査船です。これはやはり六百メートルぐらゐまでは行ける。これは海上保安庁のほうに持つてゐる。しかし、海上保安庁に持つてゐるが、海上保安庁だけが使うのじゃない。これは各省で深海の調査をする際に使う。そこで、これはどういふことになつてゐるかといふと、これは、さらに、海中の作業基地といふものの建設に着手する。こんなふうなわけですね。そこで、いまお話がありましたように、そんなことをやっていたらいいじゃないか、科学技術庁でみんなやつたらいいじゃないかとおっしゃるけれども、これはなかなかそうはいかない。これは、宇宙開発とか原子力と違ひまして、非常に

広範多岐にわたっているのです。そこへ持つてきて、そのほかのいろいろな問題がある。各省所管の問題があつて、既存の政策と非常な連係がありまゝるので、ますますこれを、海洋を科学技術庁がとつてやるということは、この宇宙開発と違ひまして、ちよつと実際問題として……そこでしからば、それをほつておいていいのかというと、それはいけませんので、私のほうでは、総合の調整の機能を發揮しまして、そして海洋開発の審議会におきましてよく審議をして、そして政府全般の計画を立てて、そのうち、どこは何をやる、どこは何をやる、各省のをきめまして、そして私どものほうは予算の見積りなどについて調整の役割りをしておりまして、また共用の施設というものは、私どものほうで予算をとつてできるだけやる、こういうことで、調整力は貧弱ながらまああるわけですが、今後大いにその機能を發揮させたい、かように思つてゐるわけです。

○船田護君 大臣に対する質問はこの程度にとどめまして、あと、塩出さんのあとにまた政府委員に質問したいと思ひます。

○委員長(宮崎正義君) 塩出君。

○塩出啓典君 それからもう一つ、大臣にお聞きするのをうっかり忘れておつたわけでございますが、それは、先般から、濃縮ウランの製造技術、こういう問題につきまして、公開の原則と機密保持と、そういうことが問題になつたわけでございますが、話を聞きますと、アメリカはわが国に対して、そういう濃縮ウラン製造の技術というものを公開してくれるなど、そういう申し出がすでにあつたと、そのように聞いておりますが、こういう研究は、たくさんの方の予算も要るわけでありまして、そういう点で、各国がお互いに平和利用のための技術交流していくということが非常に大事ではないか。そういう点で、現在のアメリカの、そういう秘密にしていこうというふうな考え方にはわれわれは賛成はできない。そのように思うわけなんです、それに対する科学技術庁としての考えをお聞きたいと思ひます。

○國務大臣(木内四郎君) まことにどうもな御意見だと思つたのです。そこで、この各国における現状は、いま、御案内のように、アメリカにおいては、やっぱり濃縮の方法その他については一切軍事機密で、發表しておりません。ソ連はもちろん發表してありません。ところが、この両国がおもなるものでありまして、それによつて、アメリカがほとんど独占しているようなわけなんです、いまのところ。そこで、それに対して、イギリス、ドイツ、あるいはオランダ等が、今度は例の遠心分離法、これによつてやろうとしてゐます。この方法もまだ別に公開してありませんし、私はまだ完成しておらないのじゃないかと思つたのです。ところで、わが国におきましては、燃料政策の上から言つて、全部アメリカに依存していくというわけにはいかない。やはり自主技術を開発しなければならぬというので、いまもつぱら心を砕いておるわけですが、そこで、御案内のように、遠心分離の方法については動燃事業団においていま三台機が近くでき上がりますが、これは四号機もつくろうというので研究をしてゐるわけです。ところで、一方、理化学研究所のほうにおきましては、ガス拡散法によるこの研究をしておりまして、それに対して、これはまあ大事な問題でありますので、私のほうから原子力平和利用委託費を千五百七十七万円ですか、住友電工に割り当てまして、そして住友電工と理化学研究所とが共同の調査をする、研究をするということになつて、まあこれまでもゆる隔膜の研究をしてきたわけなんです。そこで、この隔膜の研究の結果、今度はアルミナの膜で一応のある程度の成果を得たというのが今日の段階であります。しかし、これはまだごく基礎的研究でありまして、今後完成さしたいと思つたのですが、このガス拡散法というのは、ばく大なお金がかかるといわれております。アメリカでは、七千億ドルですか、何か使つたといわれておりますし、わが国においてもこれをつくるには、ばく大な金がかかるであらうし、あるいはまた電力もたいへんな電力を食

う。採算上の問題その他も考えなければならぬので、この二つの方法を私どものほうで研究しておりますが、私どもは、一応のめどがつくかどうかという四十七年度をめどにいたしまして、それを一応の目標として、その当時になつて、いづれの方法がいいか、経済性を考えて、あるいはわが国の予算の面を考えたつて、いづれがいいかというのをそのときにできればきめて、できれば一本にしたい。両方やつたりするといふへんお金を使うので、一本にしたいというのが今日の考えです。

そこで、いまの段階はごく基礎的研究であります、これが完成するようになれば、当然特許の問題出てくる。これは開発者のあれもありまされども、国も金を出してゐますし、研究の結果はすぐに特許の申請が、完成すれば出てくる。そうすると、特許が設定されれば公開される。しかし、それまでは、やはり商業機密というものは保護してやらなければならぬ。それが、それまでの商業機密の保護というものがいかにぬという事になれば研究者の意欲をそぎますし、適当でないと思ひます。この商業機密は保護していく。しかし、これは決して公開の原則に反するものではないと思ひます。原子力基本法によりまして、その成果は公開すると書いてあります。公開はするんです。まあまとめた結果は公表しなくても、公表にはおのづから時期と方法、あるいは公表する人の主体というものがあつて、いろいろありますけれども、いづれにしても、公表することは基本法の精神に従つて実行したい。ただ、それまでの商業機密の保護は、これはやはり行なつていかなければならぬ、私どもさように考えております。

○塩出啓典君 それでは、将来においては、ヨーロッパにおいて遠心分離装置も非常に研究されてゐるようでございますが、そういうヨーロッパの技術と特許を交換する、そういうような気持ちも持つておる、そう考へていいわけですね。

○國務大臣(木内四郎君) この特許の問題はたいへんむずかしい問題だと思つたのですが、米英のほ

うなどから、相互に特許を交換しようという申し出があるのですが、これがどの程度いきますか、今後検討していかねければならない、かように思つてゐるわけです。

○塩出啓典君 それでは、大臣時間がないうので、大臣に対する質問をこれで終わりたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 放射線物質車運搬規則の第二条に、たとえば、固形セシウム一三七、コバルト六〇又はイリジウム一九二にあつては、各三〇〇キログラムという量が規定されて、それ以下のものについてはこれで輸送してよろしい、それ以上のものについては特別な許可を運輸大臣からもらつて運ばなければならぬ、そういうふうになつておるわけです。

○塩出啓典君 現在、そうすると、この基準の中の放射性物質の運搬に対しては、これはもうそれぞれのところがこの法律を守れば自由に運搬してもいい、それはどこにも届ける必要はない、そういうことになつておるわけですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) この規則上はよくなつております。しかし、あと道路の輸送とか、そういう環境の別のところでございまして、その規制がまた引つかつてまいります。

○塩出啓典君 道路の規制というのは、それはどういう法律がございませうか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 大きさがございまして、道路の幅、それから道路に橋がございまして、橋の重さに対する強度、そういうことで、ものによつては知事の許可等をとらなければならぬ

い点がほかに出てまいります。

○塩出啓典君 知事の許可、この放射性物質車両の運搬規則にはそういうことは書いてないわけですが、それはまた別にこまかい規定をきめた法律があるわけですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 道路法と、それから道路運送法でございます。

○塩出啓典君 この問題は、私も前の委員会においても一度質問したことがあるわけでございますが、最近では交通事故も非常に多いし、今後ますます放射性物質の運搬というものがひんばんになつてくるのじゃないか。そういうわけで、放射性物質がどんな国道を運搬されておつても、その地方自治体においては何かおかしい。また、実際にこの法律どおりやっておるかどうかということもチェックするところも何らかのわけであります。そういう点で、今回こういう、きょうの新聞にありますように、日本原子力産業会議が意見を述べておるようには、現在の放射性物質車両運搬規則というものは、そういう点で十分じゃないか。やはり放射性物質がどんな運搬される場合には、地方自治体もやはり、こういうものがきょうは通るのだ、そういうことを知っておれば、また事故のあったときにもそれに対する手も打てるのじゃないか。そういう点で、この法律も少し抜け穴があるのじゃないか、かように私もは考えるわけなんですけれども、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) その懇談会で意見書をつくり出す場合に、われわれのほうも運輸省も、ある程度関係して、資料を出しました。しかし、塩出先生もおっしゃいましたとおり、これから先、輸送が相当多くなります。したがっていまして、現在、運輸省と私たち、ほかの関係省と打ち合わせ中でございまして、できるだけ早急にりっぱな改善策をつくっていききたいと思っております。

○塩出啓典君 それでは、今後再処理場等が建設されれば、運搬されるものも大きくなってくるわけ

であります。そういう問題に対して、この容器等の規定が非常に不備である。確かに、現在のこの規則を見ましても、容器等についての規定も非常に抽象的な表現で、そういう点をやはり今回の原子力産業会議が申し込んだのじゃないかと思うわけでありまして、この問題については、科学技術庁といたしまして、そういう関係法規の整備というのに対して、これをやる考えがあるのかどうか。また、やるとすれば、それは非常に急ぐ問題じゃないかと思うんですが、大体いつごろをめどにするつもりなのか、その辺のところをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在のところ、こういう大きな、たとえば東海原電の、量にしますと、一本が入りますのは約二トン足らずでございますが、容器に入れますと五十三トンぐらいの大きさになります。その容器につきましては、IAEAの国から国へ参りますから、海を通りますので向こうで国際的な基準がございまして、その基準にのっとつてやるわけでございまして、現在は原子力委員会がそれを見まして、わが国でも原子力委員会が容器の基準をつくつてございまして、それで現在進めてまいりますが、なにごと初めてでございまして、したがっていま先生がいつごろできるかとおっしゃいましたが、十分検討はさせていただきますが、ある程度の経験を持つて法律改正にいかなきやならないのじゃないかという感じも私は持っております。その点で、早急にやらしていただきますが、一部具体的にやつてみていくという考え方も必要ではないか、そう考えております。

○塩出啓典君 国内法が国際法規と食い違う点がある、非常に多い、そのように書いてあるわけですが、その点はどうなんですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) これは、国内の輸送で、先ほど申し上げました道路法とか、道路運送法、放射性物質車両運搬規則等、これは区別がされておまして、その間で組み合わせられておりますが、そういうふうなつながり、その他のあれ

で、私たちは現在のところ法律を改正してまでやるような穴があるとは思っておりません。ただ、今後法令改正する分野が一部出てくるのではないかと、その点をいま検討中でございます。

○塩出啓典君 それじゃ、次に濃縮ウランのガス拡散法というのを、先般理研において基礎研究の一つとして発表されたそうでございますが、このガス拡散法に対する将来の経済性、実用性という問題については、科学技術庁としてはどういう考えを持っておられるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 濃縮ウランにつきましては、原子力委員会が非常に慎重に検討いたしました。現在、御承知のとおり、理研でガス拡散法、それから動燃におきまして遠心分離法と、二つを対象としてやっております。四十七年ごろまでこの基礎研究を進めていただきます。四十七年にどちらが経済性がある見込みかということになります。四十七年度のときに、できればその一方をとつて進めて、それから実用化の研究をやります。早急に実用化に持っていきたい。したがっていまして、現在のところは、四十七年ごろにその経済性の検討ができる状態になるのではないかと。この間報告された点におきましては、まだ基礎研究で、膜ができましたら、膜の穴詰まりとか、あるいは装置の問題、あるいは耐食性の問題、こういう問題で相当まだ問題が残っております。これは、それに対して、もう少し大きなもので、設備を強化しまして研究を進めていただきますが、まだ経済性の問題にまで入り得るデータはございません。したがって、経済性の答えが早く出て四十七年ごろではないか、そういうふうに考えられます。

○塩出啓典君 そうすると、現在までは、ガス拡散法と遠心分離法、この二つを並行してやつてきた、そう考へていいわけですね。また、今回のこの新しい研究発表によつて、いままでの研究方針というものに変更がないかどうか、その点をお聞き

したいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力委員会がこの二つを両立して基礎研究をやることにしております。そのほか、ノズル法とかいうのがございまして、これにつきましては、いまわが国ではまだとつておりません。一応、現在の二つを並行していきまして、それで両方のどちらが経済性であるか、その辺を見て四十七年にきめていきたい。したがって、四十七年まではこれは並行していくという考え方でございまして。

○塩出啓典君 この拡散法と遠心分離法に対する科学技術庁の予算というものはどうなつておられるか、その点、四十三年度、四十四年度についてお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) ウラン濃縮にかけました金額を、総トータル、いままで計算いたしました。約二億三千七百万になります。これにつきましては、六弗化ウランを使いますので、これは六弗化ウランの製造まで含めた金額でございまして、今年でございまして、四十四年度の分につきましては、ガス拡散法につきましては約二千万理研に出す予定でございまして、これにつきましては、いままで千二百万が使われております。その中の一千四百万が四十三年度分とお考えいただいてけっこうだと思ひます。それから遠心分離法は、今年一億三千万とだいぶふえましたが、一億三千万を使つて遠心分離法の第四号機を作製して試験するという形になつております。

○塩出啓典君 そうすると、予算の面からいいますと、遠心分離というのには六倍以上の予算が使われておる。まあそういう点考へて、科学技術庁としての将来の考えは遠心分離法のほうがより経済性があるのではないかと、そういう方針でございまして、そう考へていいわけですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) いえ、金額で見ますと、こうなりますが、実は、ガス拡散のほうは、基礎研究のレベルといたしましてはこの金額で遠心分離と同等に進んでおると思ひます。と申しますのは、設備そのものが、遠心分離機等相当大

な金のかかるものを使いません。こっちは小さなカスケードを組んでいくというような形になりますので、その点は金額的にはそうではございません。全く平等でやっていると考えております。ただ、先生おっしゃいましたアメリカあるいはヨーロッパという考え方でいいますと、ヨーロッパのほうは比較的遠心分離法に傾いております。その点、ヨーロッパとしては遠心分離を重点にしているような考え方が出てくるということでございます。

○塩出啓典君 新型転換炉、それから高速増殖炉に対する研究ですね。これとの関連はどうなっておるか。この新型転換炉、高速増殖炉というものが実用化されるようになってくれば、濃縮ウランという方法も必要がなくなってくるのではないかと、そういうことが言われておるわけではございませんが、この新型転換炉、高速増殖炉に対する研究と濃縮ウランの製造の研究、そのか合いはどのような考えでやっているのか、その点もお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在、濃縮ウランは、軽水炉と申しますか、在来炉のほうに使われて、これからふえてまいります。それで、動燃でやっております新型転換炉あるいは高速増殖炉、これは、高速増殖炉は六十年代ぐらには間に合ってくるのではないと思ひます。その関係から、そちらがプルトニウムを使う関係で出てまいります。が、もともとウランから出てまいります。したがって、燃料のサイクルという意味では、やはり濃縮ウランというものは相当必要になってくる、こう思っております。したがって、濃縮ウランそのものをいまは米國に依存しておりますが、その燃料政策としては十分これから考えていかなければならない。したがって、四十七年にこのどちらかをとるといふ場合にも、燃料政策としての問題もそこに考慮に入れて濃縮ウラン技術を実際にやるかやらないか、その点も考えなきやいけません、こう思っております。

○塩出啓典君 この新型転換炉、高速増殖炉に對

する研究予算は大体どの程度組んでおりますか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 長期計画で考えますと、新型転換炉と高速増殖炉全部で約二千億圓、最後は、原型炉が終わるまで二千億圓かかると思ひます。そのうちの政府として考えます金が、それから七百二十億圓抜いた金で千三百億圓くらいでございます。その考え方に基きまして本年度の予算を組んでおります。本年度は新型転換炉は設計研究しております。それから高速増殖炉につきましては、いよいよ本年度の終わりに実験炉に着手できる。その計画は大体いままでの考え方におくれをとらず進んでいるという考え方でございます。

○塩出啓典君 この新型転換炉は昭和六十年代に実用化する、そういう方針でやっているわけですね。

○政府委員(梅澤邦臣君) 高速増殖炉のほうは六十年代に思ひ込んでいたしまして、新型転換炉は五十年代に実用化されるということでございます。

○塩出啓典君 そうすると、当面の問題として、やはり一番身近な問題は濃縮ウランの製造というところが一番問題になるのではないと思ひます。が、予算の面から見まして、そういう濃縮ウランの研究に対する当面の最も大きな問題に対する予算が非常に少ない。先般も、研究している人が新聞等に発表いたしました、非常にそういう予算が少ない、そういうようなことを書いておられるわけでございますが、そういう点、やはり目前の濃縮ウランのほうにもっと力を入れて急がなければならぬのではないかと、そういう点をわれわれは感ずるわけですが、その点いかがですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 濃縮ウランの問題につきましては、私たちの考え方は、金ばかりではなく、やはり研究の進み方にあると思ひます。と申しますのは、ほかのものと違ひまして、ほとんどデータは極秘でございます。したがって、これはどうしても日本ですとすれば、日本国内で全部やっつけていかなければならないという状態でございます。しかし、現在の動燃では二十五名ば

かり、理研さんでは約十名ばかりかかって研究を進めておられまして、片一方の理研のほうのガス拡散は、これは一つの小さなタイプでやっておりますが、来年はそれを三つ三つ上げてまいります。その次には十段階でやる。したがって、四十五年ころからは相当金額ははずんでくるのじゃないか。遠心分離機の場合は、四十七年まで六号機までやらなければならぬことになっております。いま三号機も試作中で、こし四号機ができて、まだ二号機残っております。その関係から、これから先相当予算的にはふえてまいと思ひますが、その点、独力で技術を進めていくというのを勧誘しながら、できるだけ予算を拡大してまいりたい、かように思っております。

○塩出啓典君 ウランの鉱石が、日本には資源が少いわけではございますが、そういう長期の発電所もいまだどこ設置されておるわけでありまして、現在、日、英、アメリカとの協定が結ばれているようにございますが、それも、ずっと将来先の先までではないわけでありまして、そういう点、今後の鉱石の確保、そういう点はどういうような方針でいま進んでいるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 現在、日本のウランは、御承知のとおり、われわれが目算いたしたとしても五千三百トンということ、あまり待望できないわけではございます。したがって、現在、海外にウランを求めるといふことで、四十一年来動燃で予算をとりまして、海外のウラン調査を始めておりますが、こしはカナダ等の調査をいたしております。また、基礎調査といいますが、そういう地帯調査を、地域別の概査と申しますか、そういう点を動燃が受け持ちまして、そこで、よさそうなのがございますしたら、それを民間で鉱山会社と電力会社等と一緒に開発をしていくというたてまえをとっております。また、民間におきましては、カナダと日本等で、共同探鉱というような形の契約も二、三結ばれております。まずそうやって、大体海外のウランの確保という方向を進

めていかなければなりません。また、炉がだんだんふえてまいりまして、現在までのところ、アメリカから供給されるというところは、四十六年までには着手するというのが約十三基ございまして、この点についてのウランの確保、これは一応米國との協定で十分間に合う形になっております。それ以後につきましては問題がございまして、できるだけウランの確保について今後海外に對しての促進を進めていきたい、こう思っております。

○塩出啓典君 最後に、原子力関係の技術者が将来非常に不足するのではないかと、そういうことが言われておりますが、原子力開発利用長期計画に伴う原子力関係技術者の必要数をどの程度に見込んでおるか、その点、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 原子力開発の長期計画によりまして、昭和四十年における原子力関係科学技術者の総数は約一万人でございまして、それから四十五年を予測いたしますと一萬六千人、それから昭和五十年に至りますと約二萬八千人が必要になるといふ見込みをしております。それで、そのうちの前半においては、年間一千人ぐらいつつふやさなければなりません。それから後半になりますと、二千五百人ぐらいつつ年間ふやしていくこととなります。したがって、いまわれわれのほうでは、技術者の養成計画といたしまして、たとえば昭和四十四年度は、原子力研究所と放射線医学研究所、こで約七百名の養成を予定しております。それからそのほかに、大学で養成している分野がございまして、また、民間のほうで、部内研修で原子力関係に向けるための計画をしております。それを概算して加えますと、一応この分で原子力関係の技術者は確保できているのではないかと、なお、そういうふうにして確保したという考え方で進んでおります。

○塩出啓典君 局長のお話では、現在人員の養成は着々と進んでおる、将来はそういう人材が不足する心配はない、そのように考えていいわけでは

すか。

○政府委員(梅澤邦臣君) 心配ないと言われますが、非常にあれですが、長期計画としてこの程度の人はどうしても必要だから、それに對して少なくともこういう養成をしていて間に合わせたいというところで、間に合わせる分野としては何とかできていくというふうにお考えいただきたいと思ひます。

○塩出啓典君 これは、原子力発電関係を見ますと、昭和六十年には一万五千人のそういう要員が必要ではないか。ところが、いま原子力発電を積み集めても六百人しかない、そういう点で、数年後にはピンチがくるのじゃないか、そういうことを心配している記事もあるわけですが、そういう点を見ますと、非常に心配ですが、局長の答弁を聞きますと心配ない、そういうふうには受け取れるのですが、そういう点はどうですか。

○政府委員(梅澤邦臣君) たとえば、大学で申すと、原子力の専門という数でいきますと、わずかでございすが、やはり原子力関係というのは、機械、電気、化学、みなが総合的にいくわけでございます。そういう関係のかね合ひで考えていかなければなりません。そういう関係からいきますと、いまの計画で何とかまいます、やはり就職先その他、そういうような関係からいって、いまのお話で、なかなかうまく適切な配分になっていない点があると思ひます。そういう点については十分これから考えていかなければならない点があると思ひますが、まあ、できるだけ養成は十分して、いまの安全その他のこともございします、十分な配員ができるようにさせていただきます、こう思ひております。

○塩出啓典君 先ほど、いま養成している大学と何とか言われたのですが、その点、もう一回お願いしたいと思ひます。

○政府委員(梅澤邦臣君) 日本原子力研究所が、一般課程、それから高級課程、それから運転の問題でございますが、これはJRR-1の炉でござ

います、その短期課程、それからJPRでございしますが、その運転訓練課程、それから放射線管理技術者課程というのができておまして、これで現在まで約七百名の養成をしております。それから日本原子力発電株式会社では東海研修コースというのがございまして、運転要員の研修、基礎研修、建設要員の研修、本店業務研修というのがございします。それから放射線医学総合研究所、これは私たちのほうの所管でございますが、そこでは放射線の防護、放射線の利用医学、放射性薬剤、R1生物学基礎医学の課程を持っております。それから茨城県の総合職業訓練所で原子力工業科を持って、年に三十名程度ずつの養成をいたしております。そのほか、日本原子力研究所では、ほかにアイソトープの研修所というものを設けて研修いたしております。

以上が大学以外のおもな研修所でございます。○塩出啓典君 それでは、原子力関係の質問を終わります。最後に、海洋開発の先ほどの問題につきまして、通産省の成田審議官にお伺いしたいと思ひますが……。

○政府委員(梅澤邦臣君) 先ほど放射性廃液の問題で、ちよつと私が言うのが短かつたので、訂正させていただきますといひますが、加えさせていただきます。放射線廃液の海域放出の際の安全基準については、海水は飲料水として使用することはないので、海産食品の摂取を通じての内部被曝と、海浜における外部被曝を考慮してICRPの基準の十分の一と定められたのであります。すなわち、たとえば全身被曝として考えた場合、一般人としてICRPでは〇・五レムですが、これを〇・〇五レムとしている。先ほど飲料水のICRPと申し上げましたが、海水はそういう飲料水になりませんので、こういう形でできているところであると御了承願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、先ほど森先生からの、延ばしておきました調査が出ましたので、御報告させていただきます。

森先生の御質問にありましたハンド・フット・モニタリングの際、警報の鳴りますレベルは、調査の結果、一〇マイナス五乗マイクロロキエリー・パー・平方センチメートルとなつております。その点御了承願ひたいと思ひます。

○塩出啓典君 それでは、現在、シェール石油の外国資本が日本の会社と合弁会社をつくりまして、日本近海の石油資源の調査を開始しておる、かように聞いておりますが、現在、日本近海にわたつて、そういう外国資本の合弁会社で石油資源の調査をやっている、通産省のほうに鉱区の申請があつたのは、どこどこであつたのか、その辺のところをお聞きかせ願ひたいと思ひます。

○説明員(成田寿治君) 現在まで日本の大陸でなで石油資源の開発を目的として鉱業権の出願を行なつておりますのが七企業でございます。七企業の名前を申し上げますと、石油開発公社——これは事業本部というのがあります、石油開発公社の事業本部でございますが、石油開発公社、それから三井鉱山、それから三菱鉱業、それから出光興産、それから帝国石油、それから西日本石油開発株式会社、それから日本石油開発株式会社、日石の子会社です。この七つであります、この中で外資系と見られる外国の資本が入つておりますのは、山陰沖をやつておりますところの西日本石油開発株式会社一社でございます。この西日本石油開発株式会社の内容を見ますと、資本金が現在一億円でありまして、そのうち半分の五千万円は三菱商事あるいは三菱鉱業等の三菱グループが持つております。あとの半分の五千万円がシェール・グループで持つておりまして、はっきり外国資本の株が入つておりますのが、七企業のうちの西日本石油開発株式会社一社でございます。ただ、長崎の沖をやつておりますところの、出願しております日本石油開発株式会社、これは初めから原油一本で、アメリカのカリテクスと結んでおりますところの日本石油の子会社になつておりますが、これは、現在のところ、まだ外資が入つ

ていないという状態でございます。

○塩出啓典君 石油開発公社が、米国のスタンダード・オイル・オブ・インディアナ社と共同で油田を調べておる、そういうふうには調査してあるのでございますが、これは外国資本じゃないわけですか。

○説明員(成田寿治君) インディアナはアメリカのスタンダード系の石油会社であります、開発公社の事業本部と一緒になつてやるといふ話はわれわれはまだ聞いておらないのでございします。ただ、出光興産と何か共同でやつたらどうかという話があるやに聞いておりますが、これもまだ具体的になつておらない情勢でございします。

○塩出啓典君 わかりました。そうすると、この問題はまだ正式に申し出はないと見るところです。

それで、そういう企業が日本近海の油田を調査する場合に、これは法律的にはどうなつてゐるのですか。これは鉱区の申請をしたというように報道されておりますが、通産省の許可というものはやっぱり必要じゃないかと思ひますが、その点はどうなつておりますか、法律的には。

○説明員(成田寿治君) さつき申し上げました七つの企業は、これは全部鉱業法によりまして、日本政府に対して鉱業権の出願を行なつてゐるのであります。これにつきまして、日本政府が許可といたしますが、鉱業権を付与することになりませんが、七件全部へまだ鉱業権は与えておらないのであります。目下検討中でございます。ただ、単なる物理探鉱の海洋の調査は鉱業権がなくてもやれますので、さつきの七つの中で、若干の地域、海域におきましては、もうすでに物理探鉱が開始されておるところもございします。

○塩出啓典君 そうすると、まだ鉱業権はどこにも与えていない。シェールあたりが調査しているものは、物理的なそれをやっているだけであつて、これは鉱業権は与えてないと、そう判断していいわけですね。

○説明員(成田寿治君) そのとおりでござい

す。

○塩出啓典君　そうすると、今後シェールあたりは、新聞報道によりますと、五十億ぐらいの調査費を使って飛行機に乗って調査をしている。そうして、それが終われば今度はさらに船で音波で調査する、その次の段階には試掘をする、そういう計画で進んでおるようでございますが、これは、だんだん向こうの調査が進んで、石油資源も発見された、そしていろいろ試掘すると、そういうふうに進んでくるといふ感じがしますが、そのところと鉱業権との関係はどうなるんですか。

○説明員(成田寿治君)　シェールが主体になりまして、西日本石油開発株式会社が今月から相当海洋の調査に乗り出しておることは確かでございます。これはしかし、単なる物理探査等の調査でありまして、試掘をやるためには、鉱業権が与えられなくてやれませんので、まだ与えてない段階ではそこまではやれない。それから、日本の鉱業法におきましては、日本法人であれば外資系であっても一定の形式上の要件が具備されておりますと、先願主義によりまして、鉱業権の許可がなされるというふうになっております。ただ、外資法その他におきまして、外資が入ったり、あるいは技術の導入を行なう場合には、別途、外資法上の規制をやっております。われわれは、西日本開発の場合にシェールが参加するのにも事前に相談を受けたんでありますが、さつき科学技術庁長官が言いましたように、日本では従来水の深さ三メートルより深いところは経験がないんであります。山陰沖の深い大陸棚におきましては、やはり日本の企業よりも資本的にもあるいは技術的にも進んでいるシェールの力がある程度活用したほうがいいんじゃないか。それから、油がもしも出ましたときには、日本のほうに石油を持ってくるというふうなことも条件にしております。これなら西日本石油開発株式会社がそのところへ鉱業権の申請をするのもいいんじゃないかと、これは例外的な場合としてわれわれは考えて、いわゆる申請を受けたわけでございます。

○塩出啓典君　すると、この西日本石油から鉱業権の申請があつた場合には、将来においては許可をする、そういう考えなんですね。その点はまだきまつてないんですか、どちらなんですか。

○説明員(成田寿治君)　さつき言いましたように、鉱業法によりまして、日本法人か、日本人に限って、申請があつたら先願主義で認めるということになっておりますので、ほかのいふような不許可の条項がありますが、たとえば、他の鉱区の鉱業権との調整とか、あるいは自然公園法との調整とか、あるいは公害のおそれがあるとか、あるいは書類の不備とか、そういう欠格事項がない限り、この形で申請があつた場合には、まあ国際的な問題は別でありまして、鉱業法上は認めてもいいんじゃないかという感じではございますが、これはさらに検討しないと、はっきりした結論は出したいと思ひます。

○塩出啓典君　私も一番心配するのは、先ほど申しましたように、日本の国は非常に石油資源がない。ほとんど九〇％以上は外国の輸入にたよります。しかもそれと外国資本に押えられておるわけですね。そして、そういう観点から言うならば、何としても日本の近海に石油が多量に埋蔵されていると海洋学者たちが言うわけでございますが、もしそのことが事実であるとするならば、実際にいまの西日本石油にしても、石油を日本に送るといふ条件にしたところで、半分はやはりシェールで、外国資本であります。しかも、今回の調査費はほとんどシェールが出してある。そういう点を考えると、わが国の資源のないのに、ますますほとんどに身も皮も押えられていくんじゃないか。そういう点を非常に心配するわけでございますが、そういう点についてはどうですか。日本国通産省という立場に立つて、どういう方針で臨んでいるのか。いまのお話では、いまの日本の鉱業法では、シェールは日本の法人だから、外国資本であろうと先願権を認めざるを得ない、まあそういうふうなお話で、ちょっと心細いんですけれども、その点はどうなんですかね。

○説明員(成田寿治君)　山陰沖をやっておりますのは、ジャパン・シェールじゃなくて、シェール・グループが五〇％株を持っておりまして、その西日本石油開発株式会社と、そういうことになっております。おそらく、法律上はジャパン・シェールであつても、日本法人でありますから、先願主義によつて認められることは形式的には整うわけでありまして、これは通産省と事前に相談もありましたので、五〇は日本資本系で、五〇・五〇でやつてもらえないかということになって、こういう会社をつくつたのでございます。それから油が出た場合には、確かに株の持ち分が五〇・五〇でございますが、全量日本へ持つてくる、そういう日本の石油の安定供給に大いに寄与すると、そういうふうな条件も取りつけておられますから、まああまり御心配の点はないんじゃないかというふうな考えでおります。

○塩出啓典君　それで、私は科学技術庁にお伺いしたいと思うのでございますが、そういう日本近海の資源の調査に対して、非常に外国の資本がほとんど来ておるのに比べて、わが国の科学技術庁は、自分の庭先の海洋資源の調査に対しても非常にゆっくりしているんじゃないかと思う。まあ、日本海の調査を、昨年ですか、三カ年計画で何千万かの予算でやると、そういうこともお聞きしたわけでございますが、われわれとしては、非常にテンポがおそい、何かそういうような気がするわけなんです。そういう点、現在どういう計画で進んでおるのかですね、その点のところをお聞きしたいと思う。

○政府委員(石川晃夫君)　お答えいたします。日本近海におきます海洋開発でございますが、これにつきましては現在基礎的な調査の段階でございます。確かに先生おっしゃるとおり、日本の場合は海洋開発についておろそきな面がございます。ことにアメリカ、フランスというふうなところは、従来からの歴史もございまして、相当進んでおりますが、日本は、その点、どちらかといひ

ますと、後進的な傾向を持っておるわけでございますが、しかし、最近では海洋開発というものが非常に必要だといふことが叫ばれてから、私たちもこれについていろいろ計画を立てて進めておるわけでございます。

で、この海洋開発に関します基礎的な調査といひましては、四十二年から海上保安庁の水路部が日本周辺の大連だの地形基本図といふものの調査に着手しております。それから四十三年度からは、科学技術庁のほうで特別研究促進調整費によりまして、特に日本海に重点を置まして総合研究を実施しておるわけでございますが、その一環として、日本海の中におきます地形、地質といふものについての調査に着手しておる次第でございます。さらに、四十四年度からは、やはり地質調査所におきましてわが国の大陸的な地質調査といふものに着手する計画になっております。これらの調査を促進いたしますために、いろいろ計画を立てないといけないうわけでございますが、これにつきましては、先ほど長官からもお話がございましたように、現在、海洋科学技術審議会といふものを総理府の中に設けて、ここに開発計画について諮問をしておるわけでございまして、この答申が近々出るはずでございます。これが出ました上は、私たち関係各省庁とも十分協議いたしまして、これを強力に推進したいというふうに考えておる次第でございます。

○塩出啓典君　それからもう一つ通産省にお聞きしたいと思うんですが、先ほど、非常に日本の国は海洋開発がおくれている、そういう点でシェールの技術を使うと、こういうお話でございましたが、この西日本石油開発会社は三菱グループとシェールとの合併でやる。私の調査した範囲では、三菱重工のそういう海底の石油を掘る機械といふものは、この技術を利用してやつておる。すでに先般この三菱重工は世界で最も大きな石油を掘る機械をつくつて、すでに七台も海外に輸出しておるわけなんです。そういう点で、日本の技術が

おかれておる、おかれておると言うけれども、そうじゃなくて、技術はあるけれども、やはりそれをほんとうに活用していく資本が足りないんじゃないか、そのように私も思っているんですけれども、その点どうなんですか。

○説明員(成田寿治君) 西日本石油の場合でございますが、三菱重工も株主として入っております、いろんな機械の提供もやっております。しかし、肝心の海洋掘さく機械としまして、現在日本では「第一白竜号」というのがございますが、これは三十メートルぐらいの水深のところまでしか使えないということになります。したがって、これから「第二白竜号」をつくるかどうかという検討は鋭意別途やっておりますが、これをつくるとしても、二年ぐらいかかる、先の話になりますので、山陰沖の大陸棚の試掘をやるとい段階になると、一番大事である海洋で掘さくする機械は向こうのを使わざるを得ないという状態でございます。しかし、今後さらに深い水深のところでも使うような機械を石油開発公団なり何なりが持つようになりますと、そのときは日本のつくった機械でやれるという状態が早く来るようにわれわれも今後進めていきたいと思っておりますが、現状においては、残念ながらいまだかたないという状態でございます。

○塩田啓典君 それでは、平泉政務次官がおいででございますので、最後にお聞きしたいと思うわけでございますが、先ほどもいろいろ質問いたしましたように、アメリカやなにかは、地元に石油資源がたくさんあるけれども、一説によりますと、そういう地元の開発はあと回しにして、そうして日本の近海へ来ておる。しかも、一社で五十億もの調査費をかけてやっております。そういう点を考えると、やはり将来の石油の需要と供給の関係というものを考えた一つのやり方じゃないかと思うのです。ところが、わが国においては、日本近海のそういう調査も、これから答申を待って、それから考えるというんじゃないか、何となくそういう点が手ぬるいんじゃないか。やはり国家百年の大計の上に

立つて、もっとも、少なくとも日本の近海ぐらゐの資源は早急に調査すべきである。その調査の方法もいろいろの方法があるわけですから、あるいはまた最も安いものでは、潮干帯というんですか、潮が引いたあとの海岸を調べれば、ある程度海底のこともわかると、そのように言われて、予算がなければならぬに、もっともやはり推進する方法もあんじゃないか。また、海洋開発に使う予算は、もう何年かたてば何倍にもなっております。そのように言われてはいるわけなんです。そういう資源の乏しいわが国として、特にまず日本近海の資源の調査、そういうものに対しては国民的立場において、もっと強力に推進していかなくやならぬんじゃないか。そういう点で、科学技術庁の態度というものに、われわれ非常になまめるいものを感じるわけなんですけれども、そういう点についての今後のお考えを聞きまして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(平泉渉君) ただいま非常におしかりと、また御鞭撻をいただきました。ありがとうございます。御趣意は長官にもささく伝えています。できる限り御趣意に沿った海洋開発をさらに強力に推し進めたいと、かように思っております。ありがとうございます。

○委員長(宮崎正義君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(宮崎正義君) 速記を起こしてください。船田君。

○船田譲君 先ほどの塩田委員の質問にもございました海洋開発、特に大陸棚な資源の問題がだいぶ問題になっておりますが、これに関して、ぜひお見えですから、外務省関係の政府委員の方、あるいは説明員の方に聞きたいと思うのですが、日本は一九五八年の大陸棚に関する条約に当分の間これは署名しない、加盟しないという方針のようでありまして、去る二月二十六日の衆議院の予算委員会の分科会の答弁におきましても、そのような方針を外務省当局が答えられておるようであります。で、しないとするならば、その理由

はどういうところにあるのかということをお簡単に御説明願います。

○説明員(高島益郎君) 大陸棚な条約は、一九五八年ジュネーブで採択されたわけでございます。以来、日本政府といたしましては、採択された四国条約につきまして、いろいろの角度から検討した結果、昨年の国会におきまして、領海及び公海条約を御承認いただきました。残りますのは、大陸棚な条約と公海漁業に関する条約の二つでございます。この大陸棚な条約が採択された当時におきましては、非常に一方的な性格の強い条約でございます。その後だんだん各国の慣行が積み重なりました。現在におきましては、いまや確立した慣習国際法となつておるといふふうにわれわれ確信しております。その証拠といたしまして、この二月二十日に、実は国際司法裁判所の判決があつたわけでございまして、北海の天然資源に關して、ドイツとオランダ、ドイツとデンマークとの間に大陸棚の境界についての争いがこの二年來ございまして、国際司法裁判所でこれについて審理したわけでございまして、二月二十日に判決がございました。ドイツはこの大陸棚な条約には入っておりません。デンマーク、オランダは初めから入っております。加盟国でございます。そういう関係であるにもかかわらず、慣習国際法に基づいて、ドイツも大陸棚な対する主権を持つていという前提で判決が下されまして、ドイツが勝訴いたしました。これによりまして、きわめて明白なように、大陸棚な資源の一つの慣習国際法が確立してあることははっきり言えるかと思ひます。ただ、その内容は、われわれ、現在できております大陸棚な条約にあるこの条項を全部そのまま慣習国際法であるといふ立場ではございせん。特に大陸棚な範囲についてでございますが、範囲につきましては、大体水深二百メートルのところまでの範囲ということに、この条約もそうなっておりますし、条約は、ただしかし、それに加えて、さらに開発可能な限度までというように非常にあいまいな規定が

ございまして、大陸棚な一体どこまでであるのかという範囲もわかりません。したがって、われわれとしましては、慣習法上は水深二百メートルまでの範囲に限るという前提に立っております。もう一点は、主権の権利を持つ資源の対象でございますけれども、この条約におきましては、鉱物資源のみならず、生物資源まで含めております。これは、われわれとしましては、早くから生物資源につきまして反対を申し上げております。たまたまオーストラリアとの間に、アラフラ海の真珠貝の争いがございまして、それを契機としまして、日本政府としまして態度を固めたわけでございまして、けれども、自來強硬に生物資源は大陸棚な条約の対象にならないという態度を一貫してとっておりまます。自來、アメリカ、ソ連までが、大陸棚なにおきましますカニの資源につきましても主権を持つておるといふ非常に極端な立場に立っております。特にわれわれカニ漁業に対しましてたいへんな權益と申しますか、利益を持つてい海洋国家といたしまして、この立場を放棄する、あるいはこの立場を非常に危殆に陥れるようなことではできない。しかし、他方で、いま申しましたように、慣習法として確立してあるものであるから、あらためて入る必要はないという立場でございます。

○船田譲君 そうしますと、大陸棚な資源に関する条約に加盟しなくても、慣習国際法で、大陸棚な地下資源、鉱物資源の沿岸国の主権については侵害される心配がないと。それから、大陸棚な定着生物については、これは結局あれですか、やはり国際司法裁判所の判例や慣習国際法をよりどころにするのか、あるいは二国間の従来の協定でやればよろしいというお考えなんですか。

○説明員(高島益郎君) 御質問は二点あったかと思ひますが、一つの、最初の鉱物資源につきましては沿岸国が主権の権利を行使するのに支障がないかという御質問だろうと思ひますが、これは、先ほど通産省のほうから御説明ありましたとおり、

鉱業法に基づいてそのような鉱業権を設定し得るという点自体が、慣習国際法に基づく国際法上の権利が日本になければ実現できないことでありまして、これの根拠をいたしましては、慣習法に基づいて日本国の権利であるということが前提にあって、鉱業法によって大陸だなどにおける日本の主権を行使しているわけでございます。

第二点の、ソ連、アメリカ等の大陸だなどにおけるカニ資源についての主張でございますけれども、これは実は、大陸だなど条約に入りまして、そのような主張をすることは現在の規定上非常に無理があるというふうにわれわれ考えておりますけれども、しかし、とにかくそれにかかわらず米ソ両国ともそのような権利を主張しておりますので、われわれとしましては、そういう立場から、この条約に入るといことは現在の段階ではできない。しかし、そういう日本の主張を背景といたしまして交渉の結果、ソ連との間に、あるいはアメリカとの間に、実は、彼らの言う大陸だなどにおけるカニの資源につきまして、それぞれの協定ができていくわけでございますが、これは、裏から申しますと、この条約に入らないで、日本は、カニは公海の資源であるということと主張することによって、かろうじて米ソとの間に協定ができていくというのが現状でございます。

○船田議員 少し変な話になりますけれども、一ころ、タラバガニで泳ぐか泳がないかということがだいたい議論になりました。それがいまのお答えの一つだと思っておりますけれども、いまの御答弁で、大陸だなどの定着生物については、要するに従来からの二国間協定で当分はやっていっているんだということと理解してよろしゅうございませぬ。

じゃその次。それから、これは外務省の範囲ではないかと思えますけれども、大陸だなどに関しまして国内法のほうの整備をしなきゃならぬのじゃないかという声を最近聞くわけでございますけれども、これは科学技術庁にお聞きすることでしょうか。科学技術庁おられましたら、どのような見

解を持っていらっしゃるか、ちょっと簡単にいいですか。

○政府委員(石川晃夫君) ただいまお尋ねの国内法の整備の問題でございますが、わが国におきまして、将来この周辺の大陸だなどというものの開発が進展してまいりますと、いろいろ問題が発生してくると思えます。必要がございました場合に、この大陸だなどの鉱物資源とか、あるいは生物資源等を所管する関係の省庁というものにおきまして、この国内法の整備が行なわれるものと存じておる次第でございます。私たちの科学技術庁といたしましては、科学技術の研究開発に関する総合調整というような任務を持っておりますので、その立場からは、海洋科学技術の積極的な増進をはかるということとこの問題に対処してまいりたいと思っております。

○船田議員 それでは外務省の方、けっこうでございます。

振興局長さんによつとお伺いしたいのでありますが、科学技術情報問題でございますが、開くところによりまして、日本科学技術情報センター、いわゆる JICST が、文献の検索の処理にコンピュータを前年度から入れられたという話を聞いておりますが、実際の情報の検索にあつて、そのコンピュータによる検索システムが円滑に運営されているかどうかということ、それから見直し等をお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(佐々木孝君) 日本科学技術情報センターは、従来科学技術情報に関するところの二次加工作業、それからその流通をやつてきたわけでございます。たとえば、文献の抄録を作成してこれを販売する、あるいはその複写を依頼によつてする、そういうこととございまして、いまだ情報検索というのはいつていなかったわけでございます。ただ、昨年の十月ごろから、一部につきましては、そういう将来の情報検索の準備のために、電気工学等については一部インプットの開始をして準備を整えつつあるわけでございます。四十四年度におきましては、一応六月に全技術部門

につきましてインプットが完了する予定でございます。ただ、情報検索を行なうのは、御承知と思ひますけれども、たとえば、まず、いろいろな技術文献がありまして場合に、その主題を解明いたしまして、その分類をつける、それからキーワードというのをつくりまして、インプットをいたします。今度はこういうふうな文献がほしい、たとえば、アメリカにおける自動車の排気ガスに關してそのキャブレターに関する研究の論文がほしいといったような要求がありまして場合に、今度はその要求内容をさらに解析し分類をきめ、それから今度はキーワードと組み合わせまして、たとえばアメリカであるとか、あるいは排気ガスであるとか、キャブレター、そういうキーワードを組み合わせてまして、そうして電子計算機から呼び出すわけでありまして、このために、まずキーワードを整理する必要がありますので、四十四年度から三年計画をもちまして、シンソーラスと申します情報検索用語辞書と申しますか、そのシンソーラスの整備をはかつていきたい。それから同時に、情報検索技術を検討いたしますために、やはり四十四年度から二年計画あるいは三年計画でもって、メドラスと申しまして、アメリカの国立医学図書館で発行しております医学情報の検索システムで、磁気テープに入つておるわけでありますけれども、これを借り受けまして情報検索をいろいろ実験し、そうして情報検索をする、そういう準備をしていただくわけでございます。

いつごろから情報検索事業によるサービスを行ない得るかという点でございますけれども、情報検索でございまして、当然ある程度の年限の情報が入っていないければ意味がないわけでございまして。したがって、これから数年先、つまり数年間のデータを蓄積しておかなければならぬわけでありますから、いつごろということは、はつきり申し上げられないのでありますけれども、まず、数年あるいは三、四年先になつていくというふうに考えております。

○船田議員 JICST のほうでシンソーラスをお

つくりになるというお話を伺いました。実は、私の乏しい経験で申し上げても、二十数年前に大学の研究室におりましたときに、研究生の仕事のかなりの部分が先輩者の論文検索に時間を充てなければならなかった。そのときから見ると、いまの情報量の量というのはいきわめて膨大化しておりますから、したがって、この情報検索のサービスシステムを確立するということは非常に重要なことだと思ひます。しかし、その一方、それをせつ々くサーキューレイトしても、利用するほうに乗ってこなければ意味がないわけでありますけれども、現実、大学とか公共の研究機関とか、あるいは企業等で科学技術情報センターのサービスの利用の度合いはどの程度なものであらうか、ちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐々木孝君) この情報センターにおきましては、大体予約制度をとつておりまして、年度の初めに現在のいゝゆるアブストラクトを購入する予約をとつております。大体二千くらいでございます。そのほか、複写等を入れますという、約三千数百になつておるような状況でございます。件数といたしましては、四十二年度に行ないました複写件数が約三十万件ぐらゐでございます。そのほか、各種の調査の委託を受けております。これが、機械検索ではございませぬけれども、一種の検索的な業務でございませぬけれども、これが約二千ぐらゐのものでございます。それから、これはまた別でございませぬけれども、私のほうで情報サービスを将来充実したいということと、物理系及び化学系の研究者についてアンケートの調査をしたのでございませぬけれども、そのアンケートの調査のうち、約六八%から六九%の研究者の方から、知りたいと思つてゐる事実に関する文献をサービスしてほしい、いゝゆる情報検索でございまして、そういう強い要求が出ておるわけであります。でございまして、これは、情報検索のサービスのやり方が、今後は問題になつてくるだらう、つまり、要求した場合に、できるだけ早い時間に検索ができるように、そうして一件当

たりの金額もできるだけ安い金額でやっていく、そうすれば、需要というのはいくらものが見込まれる。現在は、そういうこともあわせて四十四年度から検討していきたい、そういうふうに思っております。

○船田謙君 最後に、特許法の改正案がいま両院に提出せられております。そのもの自体につきましては、これは商工委員会のことでありまして、私は内容に立ち入ることは差し控えますが、要するに、いわゆる公開審査ということはいくわけでありまして、その場合に、私ども考えられますのは、公開に対する不服の審査の請求が出る、出たときに、ある年数の期間は審査そのものに時間がかかるということで、特許内容をどういふものに対して賠償を請求するような事件についても、なかなか解決しないのじゃないかという心配があります。もう一つは、最近だんだん特許のほうにノーハウを載つけないように、大事なところだけノーハウを残しておいて、特許にごく差しつかえないようなところを載つけないという形になってまいりますと、ますます、公開された特許に対して、これが別の研究をしておる人が、侵害をしておるという訴えを起しにくくなってくるのじゃないかという感じがするわけでございます。そういうような特許法の今の改正案、つまり公開審査というのに対して、科学技術庁の振興局長さんのお立場から、また前職にもおありになったわけでありまして、お考えをちょっとおっしゃっていただきたい。

○政府委員(佐々木孝君) 先生御承知のように、特許制度の目的は、すぐれた発明に対して一定期間独占権を与える、それによって、危険な研究投資に対するインセンティブを与え、かつ研究投資を回収させるというのが制度の趣旨でございます。したがって、技術振興あるいは自主技術開発の上から非常に重要な制度であると思っております。一方、最近におきます技術革新のテンポが非常に早くて、最近では、一つの技術を着想して

から、それを発明し実施化するまでに、わずか三年から五年といわれておるわけでありまして、しかも、それによってつくり出された製品のライフサイクルは、最近においては八年から九年であり、それ以上たちますとそれを改良した商品が出てまいる、そういうような状況でありますから、特許権の設定を迅速に行なうということが、やはり研究を推進する上で非常に重要なことであると思えます。ところが、現在におきましては、特許の審査は、御承知のように、平均、出願してから四年七カ月もかかっているような状況でございますので、こういうことではいけないということから、特許制度の改正が行なわれたのでありますけれども、この早期公開の趣旨は、いま申しましたように、現在では特許の処理が四年もかかっており、しかも出願公告の遅れは内容が極秘でありまして、他人がどういふ出願をしておるが、知らず知らずのうちに二重の研究投資を行なっている。二重研究投資というのはいくら行なわれているか、特許ができるのを待ち切れないで生産設備をやる、二重投資もやっている。それを解消して、できるだけ早く出願された技術内容を一般に知らせようということから、早期公開制度をとる、これはやはり技術革新のテンポの早い時代には、どうしてもこういう制度は必要ではないかと思うわけであります。そこで、もちろん、その発明者の意に反して一年六カ月で早期に公開するわけでございますから、その代償として、発明者には何らかの権利を国が与えてやらなければいけないわけでありまして、そこで、この特許法の改正案によりまして、損失補償請求権、賠償請求権でありますので、損失補償請求権、こういうことになっているわけでございます。

で、まあ、早期公開をすると他人にまねをされるので、特許の明細書の中に、ロイヤルティーに属するようなことはだんだん書かなくなっていくのじゃないかという御質問もあったと思うのでござい

ますけれども、これは、現在の特許の審査のやり方がある程度誤解された人がよくそういう議論をされるのでありますけれども、たとえば、何らかのものを早期公開で書いたが、それが実際の審査にあたって拒絶された場合に、それからヒントを得て第三者がすぐ別のやつを出願する、だから非常にこわいということなんですけれども、この第三者がヒントを得て別の特許で出願したという場合に、拒絶された早期公開に基づく前のものが特許に値しないようなものであるならば、あとからそれからヒントを得たものでありまして、これは当然拒絶されるわけですが、それが拒絶されないで特許になるようなものは、最初に拒絶されたものよりはかなり進んだ進歩性のあるものだけが拒絶されないわけです。したがって、この早期公開によって自分のものがまねされて、自分のものが拒絶されちゃって、まねしたやつが特許になるというようなことは私はないのではないかとはいふふうに考えておるわけでありまして、それは、現在の制度におきまして、御承知のように、出願公告制度がございまして、ですから、まねしようと思えば、現在でもその出願公告を見まして、それからそれをちよっともじって出願する、そういうことだってできるわけでありまして、また、そういうことは実際しばしば行なわれておるのでありますけれども、ほとんどのものがそういう場合には拒絶される、そういうことでございまして、これで終わります。

○委員長(宮崎正義君) ほか御発言もなければ、本日はこれをもって散会することとしまして、次回公報をもってお知らせいたしたいと思っております。

午後五時十分散会

四月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、宇宙開発事業団法案

宇宙開発事業団法案	目次
第一章 総則(第一条―第九条)	
第二章 役員等(第十条―第二十一条)	
第三章 業務(第二十二条―第二十四条)	
第四章 財務及び会計(第二十五条―第三十五条)	
第五章 監督(第三十六条―第三十七条)	
第六章 雑則(第三十八条―第四十一条)	
第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)	
附則	
第一章 総則	
(目的)	
第一条 宇宙開発事業団は、人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケットの開発、打上げ及び追跡を総合的、計画的かつ効率的に行ない、宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的として設立されるものとする。	
(法人格)	
第二条 宇宙開発事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。	
(事務所)	
第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。	
2 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。	
(資本金)	
第四条 事業団の資本金は、次に掲げる金額の合計額とする。	
一 五億円	
二 附則第三条第二項の規定により政府から出資があつたものとされる金額	
三 事業団の設立に際し政府以外の者が出資する金額	
2 政府は、事業団の設立に際し、前項第一号の五億円を出資するものとする。	
3 事業団は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。	

- 4 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に出資することができる。
- 5 政府は、事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品（以下「土地等」という。）を出資の目的とすることができ、
- 6 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 7 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。
- （出資証券）
- 第五條 事業団は、出資に対し、出資証券を発行する。
- 2 出資証券は、記名式とする。
- 3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。
- （持分の払戻し等の禁止）
- 第六條 事業団は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
- 2 事業団は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
- （登記）
- 第七條 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- （名称の使用制限）
- 第八條 事業団でない者は、宇宙開発事業団という名称を用いてはならない。
- （民法の準用）
- 第九條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條（法人の不法行為能力）及び第五十條（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

- 第十條 事業団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。
- 2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事二人以内を置くことができる。
- （役員職務及び権限）
- 第十一條 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、事業団を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 3 理事（非常勤の理事を除く。）は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。
- 4 非常勤の理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して事業団の業務を掌理する。
- 5 監事は、事業団の業務を監査する。
- 6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣（内閣総理大臣にあつては、第四十條の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十一條第二項及び第四十三條第一号において同じ。）に意見を提出することができる。
- （役員（の）任命）
- 第十二條 理事長は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の同意を得て任命する。
- 2 副理事長及び理事は、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。
- 3 監事は、内閣総理大臣が宇宙開発委員会の意見をきいて任命する。
- （役員（の）任期）
- 第十三條 理事長、副理事長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- （役員（の）欠格事項）
- 第十四條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
 - 一 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。）
 - 二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者で事業団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - 三 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- （役員（の）解任）
- 第十五條 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 内閣総理大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、第十二條の例により、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
- （役員（の）兼職禁止）
- 第十六條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- （代表権（の）制限）
- 第十七條 事業団と理事長又は副理事長との利益が相反する事項についてはこれらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。
- （代理人（の）選任）

- 第十八條 理事長及び副理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。
- （顧問）
- 第十九條 事業団に、その業務の運営に関する重要事項に参画させるため、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命する。
- （職員（の）任命）
- 第二十條 事業団の職員は、理事長が任命する。
- （役員等の公務員たる性質）
- 第二十一條 役員、顧問及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第三章 業務
- （業務（の）範囲）
- 第二十二條 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
 - 一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下この条及び第三十九條第二項において「人工衛星等」という。）の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発
 - 二 その開発に係る人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発
 - 三 第一号の開発並びに人工衛星等の打上げ及び追跡並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発で、委託に応じて行なうもの
 - 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務
 - 五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務
- 2 事業団は、次の業務を行なう場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。
 - 一 前項第二号の人工衛星等の打上げ

二 前項第三号に掲げる業務
3 事業団は、第一項第五号に掲げる業務を行なおうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 事業団は、第一項の業務を行なうほか、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、その設置する開発のための施設及び設備を宇宙の開発を行なう者の利用に供することができる。

(業務の委託)
第二十三条 事業団は、主務大臣の認可を受けて定める基準に従つてその業務の一部を委託することができる。

(業務運営の基準)
第二十四条 事業団の業務は、宇宙開発委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める宇宙開発に関する基本計画に基づいて行なわれなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第二十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)
第二十六条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)
第二十七条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表)
第二十八条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(次項及び次条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完結後一月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の

事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(書類の送付)
第二十九条 事業団は、第二十六条又は前条第一項の規定により認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る事業計画、予算及び資金計画に関する書類又は財務諸表を、事業団に出資した者のうち政府以外のものに送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第三十条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(短期借入金)
第三十一条 事業団は、内閣総理大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、内閣総理大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)
第三十二条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余剰金を運用してはならない。
一 国債その他内閣総理大臣の指定する有価証券の取得
二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
(財産の処分等の制限)
第三十三条 事業団は、主務省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十四条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(主務省令への委任)
第三十五条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 監督

(監督)
第三十六条 事業団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告の徴取及び立入検査)
第三十七条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対しその業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
第六章 雑則
(解散)

第三十八条 事業団は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額を限度として分配するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団の解散については、別に法律で定める。
(主務大臣及び主務省令)
第三十九条 この法律において主務大臣は、内閣総理大臣、郵政大臣及び人工衛星等の開発に係る事項を所管する大臣で政令で定めるものとする。

2 この法律において主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(科学技術庁長官への委任)
第四十条 内閣総理大臣は、次の権限を科学技術庁長官に委任することができる。
一 第三条第二項、第四条第三項、第二十二條第二項から第四項まで、第二十三條、第二十六條、第三十一條第一項若しくは第二項ただし書又は第三十三條の規定による認可
二 第十六條ただし書、第二十八條第一項又は第三十四條の規定による承認
三 第三十二條第一号の規定による指定
四 第三十七條第一項の規定による報告の徴取及び立入検査

(大蔵大臣との協議)
第四十一条 内閣総理大臣(前条の規定により委任された場合には、科学技術庁長官。第四十三條第一号において同じ。)は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。
一 第二十四條の基本計画を定めようとするとき。
二 第三十一條第一項又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。
三 第三十二條第一号の規定による指定をしようとするとき。
四 第三十四條の規定による承認をしようとするとき。

2 主務大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四條第三項、第二十二條第二項第二号若しくは第三項、第二十六條又は第三十三條の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十八條第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十三條又は第三十五條の規定により主務省令を定めようとするとき。

第七章 罰則

(罰則)

第四十二條 第三十七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により内閣総理大臣又は主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第七條第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項及び第四項の業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十六條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二條 内閣総理大臣は、第十二條第一項又は第三項の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 内閣総理大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、政府以外の者に対し、事業団に対する出資を募集しなければならない。

5 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、主務大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

6 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

7 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 事業団は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(権利義務の承継等)

第三條 事業団の成立の際、現に国が有する権利及び義務のうち、科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第二十條の二第一項の規定による科学技術庁宇宙開発推進本部の所掌事務及び郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)第十七條の二の規定による郵政省電波研究所の所掌事務(電離層の観測のための人工衛星の開発に係るものに限る。)に関するもので政令で定めるものは、事業団の成立の時に於いて、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、その承継される権利に係る土地、建物、物品その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、事業団の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の規定により事業団が国の有する権利を承継した場合には、当該承継に伴う登記若しくは登録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

(経過規定)

第四條 事業団が昭和四十五年三月三十一日までに、第四條第五項の規定による政府からの出資

宇宙開発事業団

宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第

号)

第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

宇宙開発事業団

宇宙開発事業団法(昭和四十四年法律第

号)

第十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第七号中「及び動力炉・核燃料開発事業団」を、「動力炉・核燃料開発事業団及び宇宙開発事業団」に改める。

第七十三條の四第一項に次の一号を加える。

二十二 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法

(昭和四十四年法律第 号)第二十二條

第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十九條の三に次の一項を加える。

を受ける場合には、当該出資の目的とされる土地等に係る登記については、登録免許税を課さない。

第五條 この法律の施行の際、現に宇宙開発事業団という名称を使用している者については、第八條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第六條 事業団の最初の事業年度は、第二十五條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十五年三月三十一日に終わるものとする。

第七條 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十六條中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(関係法律の一部改正)

第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

別表第二第一号の表中アジア経済研究所の項の次に次のように加える。

開発事業団法第二十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二條の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第十一条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に、「宇宙開発事業団」を加える。

第十二条 建設省設置法（昭和二十三年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に、「宇宙開発事業団」を加える。

第十三条 郵政省設置法の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 宇宙開発事業団に関する事。
第十四条 科学技術庁設置法の一部を次のように改正する。

第七条の二第六号中「国立防災科学技術センター及び宇宙開発推進本部」を「及び国立防災科学技術センター」に改め、同条に次の一号を加える。

七 宇宙開発事業団に関する事。

第十六条中「宇宙開発推進本部」を削る。

第二十条の二及び第二十条の三を削り、第二十条の四を第二十条の二とし、第二十条の五を第二十条の三とする。

第十五条 放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（宇宙開発事業団への出資）

第九条の三 協会は、その業務を遂行するために必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第四十八条第一項第一号中「第十一条第二項」を「第九条の三（宇宙開発事業団への出資の認可）」に改める。

第五十五条第二号中「第十一条第二項」を「第九条の三、第十一条第二項」に改める。

第十六条 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の三第一項中「公社は」の下に、「前二条の規定によるほか」を加え、同条を第三条の四とし、同条の前に次の一条を加える。

（宇宙開発事業団への出資）

第三条の三 公社は、その業務の運営上必要がある場合には、郵政大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、宇宙開発事業団に出資することができる。

第十七条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三十四号の二の次に次の一号を加える。

三十四の三 宇宙開発事業団が宇宙開発事業団法（昭和四十四年法律第 号）第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる業務の用に供する施設

第十八条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「動力炉・核燃料開発事業団」の下に、「宇宙開発事業団」を加える。